

令和 6 年度版

市 税 概 要



下 関 市

下 関 市 民 憲 章

平成１９年２月１３日制定

わたしたちは、美しい自然と古い歴史に恵まれたふるさと下関市を愛します。

わたしたちは、下関市民であることに誇りと責任を持って、互いに心を寄せあい、
新しい理想のまちづくりをめざしてこの憲章をかかげます。

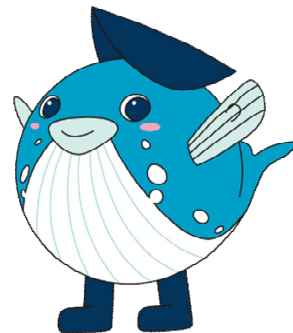
わたしたちは **は** 自然の恵みを大切にします。

わたしたちは **も** 燃え立つ心を大切にします。

わたしたちは **の** 伸びゆく力を大切にします。

わたしたちは **せ** 先人の訓えを大切にします。

わたしたちは **き** 協働の営みを大切にします。



下関市メインキャラクター セキまる

目 次

下関市の概況

1. 下関市の変遷	1
2. 地勢	1
3. 下関市の位置	2
4. 人口・世帯数の推移	2

下関市行政機構

1. 下関市行政組織図	3
2. 税務関係課職員配置状況	5
3. 税務関係課事務分掌	6

財 政

1. 令和5年度 一般会計決算	7
2. 令和6年度 一般会計当初予算	8

市税総括

1. 令和5年度 市税決算表	9
2. 令和5年度 市税外歳入決算表（税関係のみ）	11
3. 年度別税目別決算額	15
4. 市税の推移	17
5. 年度別市税外歳入収入済額（税関係のみ）	18
6. 令和5年度 市税決算額構成	19
7. 年度別市税負担状況調（決算）	20
8. 市税の徴税費に関する調	21
9. 令和6年度 市税予算額構成	22
10. 令和6年度 市税負担状況	23
11. 年度別市民税調定額（現年課税最終調定）	24
12. 年度別市民税納税義務者数（最終調定分）	24
13. 令和6年度 市民税（個人）の納税義務者等に関する調	25
14. 令和6年度 市民税（個人）課税標準額段階別所得割額調	25
15. 令和6年度 法人市民税状況調	27
16. 令和6年度 土地に関する調	29

17. 令和6年度 宅地に関する調（法定免税点以上のもの）	31
18. 令和6年度 家屋に関する調	32
19. 令和6年度 償却資産に関する調	33
20. 市長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条若しくは旧法附則第64条(固定資産税等の課税標準の特例)の規定の適用を受けるものに関する調	33
21. 軽自動車税（種別割）に関する調	35
22. 市たばこ税に関する調	36
23. 入湯税に関する調	36
24. 還付に関する調	37

口座振替・コンビニ収納・e L T A X 収納

1. 口座振替状況調	38
2. コンビニ（スマホ決済を含む）収納状況調	39
3. e L T A X 収納状況調	39
4. 取扱手数料調	39

徴 収

1. 令和5年度 督促状況調	40
2. 不納欠損処分状況調	41
3. 令和5年度 滞納処分執行停止額内訳調	43
4. 滞納処分執行停止状況調	43
5. 差押・交付要求執行状況調	44
6. 搜索執行状況調	44
7. 公売等（随意契約含む）執行状況調	44
8. 令和5年度 差押処理状況調	45
9. 下関市市税コールセンター	47

その他

1. 証明・閲覧等状況調	48
2. 税務職員の待遇状況	49

資 料

◦ 税率の変遷	51
◦ 市税一覧表	57
◦ 延滞金・還付加算金の割合（利率）等の変遷について	67

下関市の概況

1. 下関市の変遷

明治22年 市制町村制の実施により、赤間関市、豊東下村（のち生野村）、彦島村（のち彦島町）、長府村（のち長府町）、豊西下村（のち川中村）、豊西中村（のち安岡町）、豊西上町（のち吉見村）、豊東前村（のち王司村）、清末村、小月村（のち小月町）、王喜村、吉田村、内日村、岡枝村、豊東郷村（のち檜崎村）、豊東村、豊田下村、豊田奥村（のち西市町）、豊田中村、豊田上村（のち殿居村）、豊西村、豊西東村（のち黒井村）、川棚村、小串村（のち小串町）、宇賀村、神玉村、角島村、神田下村（のち神田村）、阿川村、栗野村、滝部村、田耕村が成立する。

明治35年 赤間関市が市名を「下関市」に改称する。

大正10年 生野村が下関市に編入される。

昭和8年 彦島町が下関市に編入される。

昭和12年 長府町、川中村、安岡町が下関市に編入される。

昭和14年 吉見村、勝山村、王司村、清末村、小月町が下関市に編入される。

昭和26年 岡枝村と檜崎村が合併し、「菊川村」となる。

昭和29年 豊西村の一部（大字吉母、蓋井島、室津上のうち字御崎）が下関市に編入される。西市町、豊田下村、豊田中村、殿居村が合併し、「豊田町」となる。

昭和30年 王喜村、吉田村、内日村の一部が下関市に編入される。

菊川村と豊東村及び内日村の一部が合併し、「菊川町」となる。

豊西村、黒井村、川棚村、宇賀村が合併し、「豊浦町」となる。

神玉村、角島村、神田村、阿川村、栗野村、滝部村、田耕村が合併し「豊北町」となる。

昭和31年 小串町が豊浦町に編入される。

平成17年 2月13日、「下関市」、「菊川町」、「豊田町」、「豊浦町」、「豊北町」が合併し、新「下関市」となる。

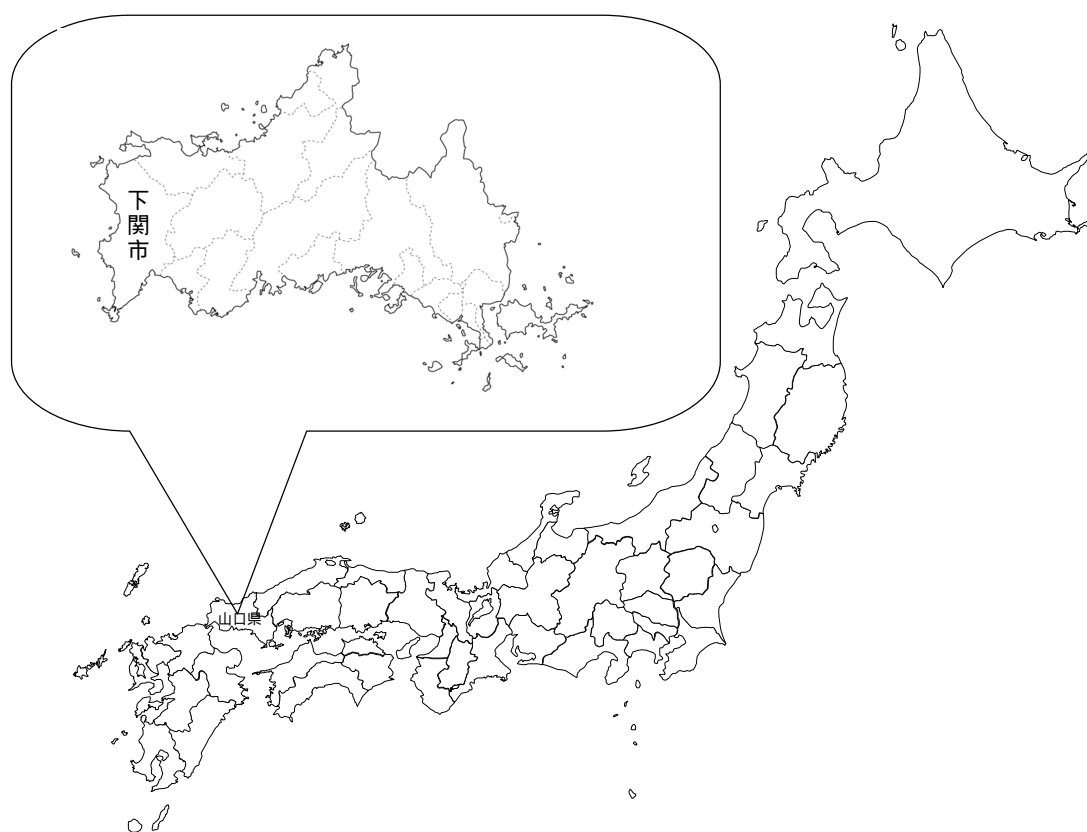
10月1日、中核市となる。

2. 地勢

面積 716.28平方^{*}km

位置	東端	東経	131°10′
	西端	東経	130°46′
	南端	北緯	33°54′
	北端	北緯	34°22′

3．下関市の位置



4．人口・世帯数の推移

年 次	面 積 km ²	世帯数 世帯	人 口			人口密度 人 / km ²
			総 数 人	男 人	女 人	
昭和30年	714.40	64,340	308,799	151,441	157,358	432.2
昭和35年	714.39	73,299	317,029	153,794	163,235	443.8
昭和40年	715.03	79,847	317,146	151,400	165,746	443.5
昭和45年	715.54	87,697	315,603	148,940	166,663	441.1
昭和50年	717.81	95,496	322,300	152,837	169,463	449.0
昭和55年	718.41	102,566	325,478	154,046	171,432	453.1
昭和60年	718.69	105,886	324,585	152,908	171,677	451.6
平成2年	715.30	109,846	315,643	147,542	168,101	441.3
平成7年	715.60	115,193	310,717	145,503	165,214	434.2
平成12年	715.79	117,744	301,097	140,890	160,207	420.6
平成17年	715.89	117,436	290,693	134,741	155,952	406.1
平成22年	716.15	118,178	280,947	130,105	150,842	392.3
平成27年	715.89	116,298	268,517	124,722	143,795	375.1
令和2年	716.10	115,817	255,051	118,683	136,368	356.2
令和6年	716.28	113,701	242,086	112,696	129,390	338.0

昭和30年から令和2年までの各数値…国勢調査数値

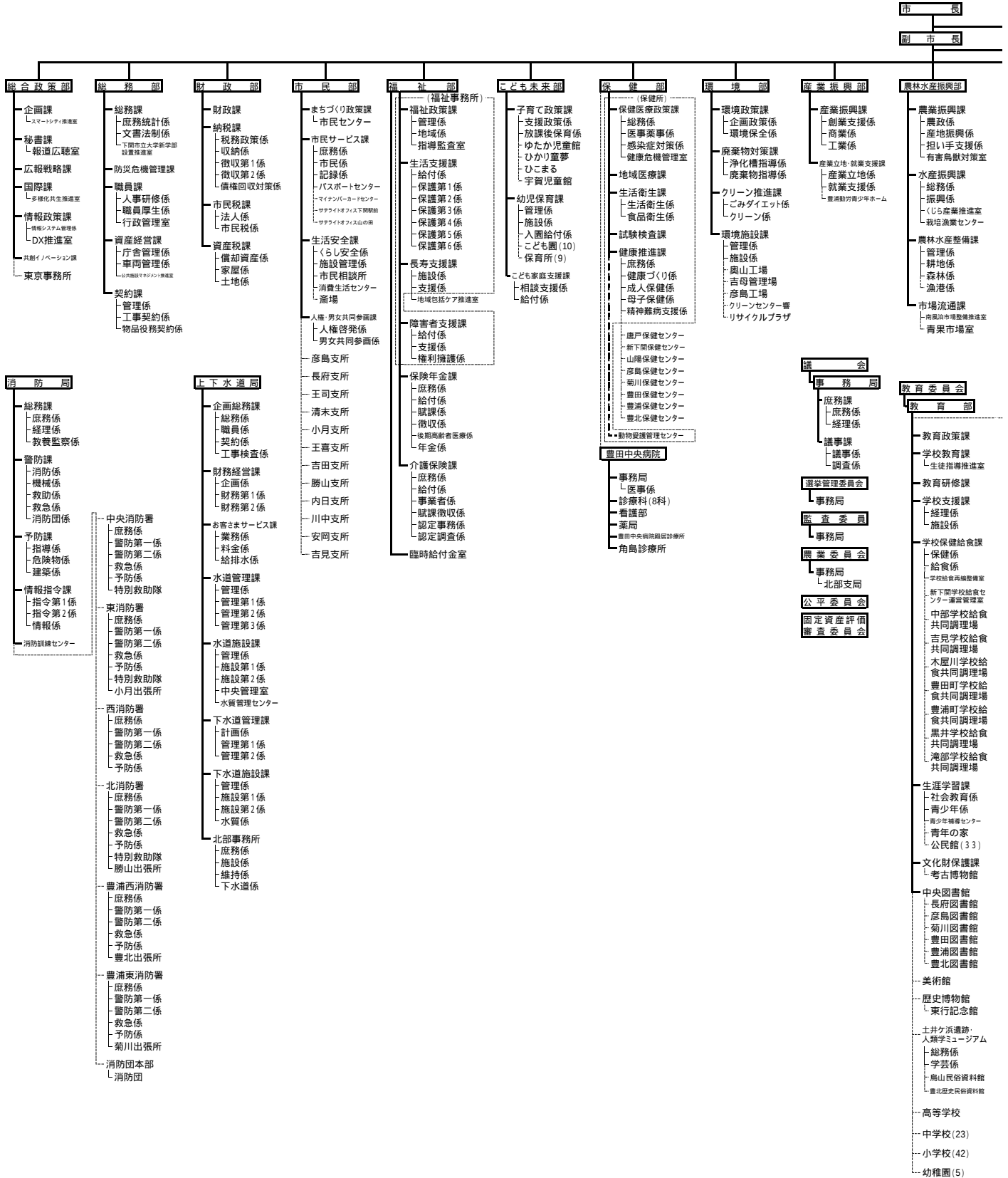
昭和30年から平成12年までの各数値…旧下関市、旧豊浦郡四町の合計

令和6年の面積…国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による数値(令和5.10.1時点)

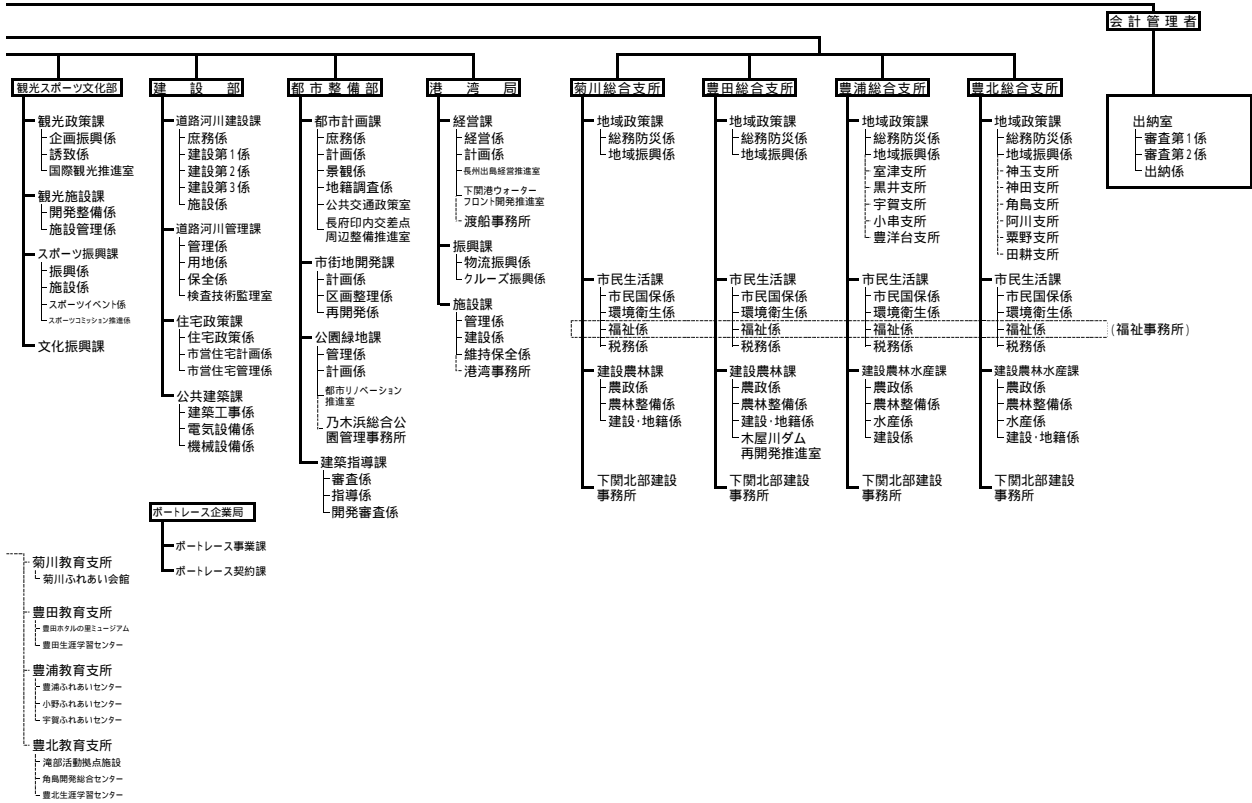
令和6年の世帯数、人口…推計人口に基づく数値(令和6.4.1時点)

下関市行政機構

1. 下関市行政組織図



令和6年4月1日現在



2. 税務関係課職員配置状況

令和6年4月1日現在

部	課	係									計
			課長	主幹	課長補佐	主査	係長	主任	主任主事	主事	
財 政 部	納税課	課長・課長補佐	1	1	(1)						2(1)
		税 務 政 策 係				1	(1)	2			3(1)
		収 納 係					1	1	1	3	6
		徴 収 第 1 係				1	(1)	2	2	4	9(1)
		徴 収 第 2 係				1	(1)	2		4	7(1)
		債権回収対策係					1	3	3	2	9
		計	1	1	(1)	3	2(3)	10	6	13	36(4)
	市民税課	課長・課長補佐	1	1	(1)						2(1)
		法 人 係					1	3	2	1	7
		市 民 税 係				1	(1)	5	1	9	16(1)
	計	1	1	(1)	1	1(1)	8	3	10	25(2)	
	資産税課	課長・課長補佐	1	1	(1)						2(1)
		償 却 資 産 係			1		(1)	8		2	11(1)
		家 屋 係					1	1	3	5	10
		土 地 係					1	2	4	3	10
	計	1	1	1(1)	0	2(1)	11	7	10	33(2)	
菊川総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	1	1	(1)						2(1)
		税 務 係				1	(1)	1	1		3(1)
計	1	1	(1)	1	(1)	1	1	0	5(2)		
豊田総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	1		1						2
		税 務 係				1	(1)	1			2(1)
計	1	0	1	1	(1)	1	0	0	4(1)		
豊浦総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	1		1						2
		税 務 係			1		(1)	4		1	6(1)
計	1	0	2	0	(1)	4	0	1	8(1)		
豊北総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	1		1						2
		税 務 係				1	(1)	3			4(1)
計	1	0	1	1	(1)	3	0	0	6(1)		
合 計			7	4	5(4)	7	5(9)	38	17	34	117(13)

カッコ内は兼務職員数

3. 税務関係課事務分掌

部	課	係	事 務 分 掌
財 政 部	納 税 課	税務政策係	(ア) 税の予算・決算に関すること。 (イ) 税制及び税の統計・広報に関すること。 (ウ) 税の企画・調査及び総合調整に関すること。 (エ) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (オ) 地方譲与税・税交付金に関すること。 (カ) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (キ) 滞納処分等に対する訴訟に関すること。 (ク) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		収 納 係	(ア) 納税者の住所変更等に関すること。 (イ) 税の収納整理に関すること。 (ウ) 税の督促状の発行に関すること。 (エ) 税の過誤納金の還付及び充当に関すること。
		徴収第1係	(ア) 税の滞納整理に関すること。 (イ) 税の徴収嘱託及び徴収受託に関すること。
		徴収第2係	(ウ) 税の窓口徴収に関すること。 (エ) 受託証券の整理に関すること。 (オ) 債権(債権を所管する課から移管を受けたものに限る。)の滞納整理に関すること。
		債 権 回 収 対 策 係	(ア) 税の滞納整理に関すること。 (イ) 税の徴収嘱託及び徴収受託に関すること。 (ウ) 税の窓口徴収に関すること。 (エ) 受託証券の整理に関すること。 (オ) 債権(債権を所管する課から移管を受けたものに限る。)の滞納整理に関すること。 (カ) 債権の回収に係る指導、助言、研修及び総括管理に関すること。 (キ) 下関市債権管理委員会に関すること。
	市 民 税 課	法 人 係	(ア) 特別徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。 (イ) 法人の市民税の賦課に関すること。 (ウ) 市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。 (エ) 税の証明に関すること。 (オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		市 民 税 係	(ア) 普通徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。
	資 産 税 課	償却資産係	(ア) 償却資産の評価に関すること。 (イ) 償却資産課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 (エ) 軽自動車税の賦課に関すること。 (オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		家 屋 係	(ア) 家屋の評価に関すること。 (イ) 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び家屋課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
		土 地 係	(ア) 土地の評価に関すること。 (イ) 土地価格等縦覧帳簿の縦覧及び土地課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 (エ) 特別土地保有税の賦課に関すること。
総 合 支 所	市 民 生 活 課	税 務 係	(ア) 税の窓口徴収に関すること。 (イ) 市民税の賦課に関すること。 (ウ) 市たばこ税及び入湯税の申告納付に関すること。 (エ) 税の証明に関すること。 (オ) 固定資産の評価に関すること。 (カ) 固定資産課税台帳の閲覧並びに家屋価格等縦覧帳簿及び土地価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。 (キ) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 (ク) 軽自動車税の賦課に関すること。

財 政

1. 令和5年度 一般会計決算

歳 入			歳 出		
款 (項)	決算額 千円	構成比 %	款 (項)	決算額 千円	構成比 %
市 税	33,582,888	24.2	議 会 費	549,763	0.4
(市 民 税)	(14,635,069)	(10.5)	総 務 費	14,415,885	10.9
(固 定 資 産 税)	(14,771,462)	(10.6)	(う ち 徴 税 費)	(1,087,246)	(0.8)
(軽 自 動 車 税)	(814,188)	(0.6)	民 生 費	51,855,470	39.1
(市 た ば こ 税)	(1,859,640)	(1.3)	衛 生 費	12,537,954	9.4
(特別土地保有税)	()	(-)	労 働 費	300,441	0.2
(入 湯 税)	(38,614)	(0.0)	農 林 水 産 業 費	4,760,999	3.6
(都 市 計 画 税)	(1,463,915)	(1.1)	商 工 費	4,843,238	3.7
地 方 譲 与 税	863,479	0.6	土 木 費	15,139,623	11.4
利 子 割 交 付 金	20,330	0.0	消 防 費	3,583,560	2.7
配 当 割 交 付 金	187,479	0.1	教 育 費	10,148,367	7.6
株式等譲渡所得割交付金	208,653	0.2	災 害 復 旧 費	2,135,928	1.6
法 人 事 業 税 交 付 金	568,173	0.4	公 債 費	12,425,953	9.4
地方消費税交付金	6,119,790	4.4			
ゴルフ場利用税交付金	44,539	0.0			
環 境 性 能 割 交 付 金	106,434	0.1			
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	69,022	0.1			
地方特例交付金	256,698	0.2			
地 方 交 付 税	26,837,205	19.3			
交通安全対策特別交付金	26,825	0.0			
分担金及び負担金	483,351	0.3			
使用料及び手数料	3,423,500	2.5			
国 庫 支 出 金	29,767,400	21.4			
県 支 出 金	8,700,640	6.3			
財 産 収 入	556,242	0.4			
寄 附 金	1,718,542	1.2			
繰 入 金	6,335,852	4.6			
繰 越 金	5,149,895	3.7			
諸 収 入	4,266,458	3.1			
市 債	9,639,824	6.9			
自動車取得税交付金	8,463	0.0			
計	138,941,682	100.0	計	132,697,181	100.0

歳入歳出差引 6,244,501 千円 (翌年度繰越財源を含む。)

2. 令和6年度 一般会計当初予算

歳 入			歳 出		
款 (項)	予算額 千円	構成比 %	款 (項)	予算額 千円	構成比 %
市 税	32,295,267	24.6	議 会 費	570,366	0.4
(市 民 税)	(13,437,643)	(10.2)	総 務 費	12,242,297	9.3
(固 定 資 産 税)	(14,683,071)	(11.2)	(徴 税 費)	(1,052,451)	(0.8)
(軽自動車税)	(830,123)	(0.6)	民 生 費	48,368,379	36.9
(市たばこ税)	(1,841,236)	(1.4)	衛 生 費	9,453,607	7.2
(入 湯 税)	(38,797)	(0.0)	労 働 費	525,506	0.4
(都市計画税)	(1,464,397)	(1.1)	農 林 水 産 業 費	4,819,676	3.7
地 方 譲 与 税	923,394	0.7	商 工 費	6,336,467	4.8
利 子 割 交 付 金	18,254	0.0	土 木 費	16,051,554	12.2
配 当 割 交 付 金	144,729	0.1	消 防 費	4,759,308	3.6
株式等譲渡所得割交付金	147,144	0.1	教 育 費	13,045,775	10.0
法人事業税交付金	531,440	0.4	災 害 復 旧 費	3,313,000	2.5
地方消費税交付金	5,918,645	4.5	公 債 費	11,614,065	8.9
ゴルフ場利用税交付金	42,830	0.0	予 備 費	100,000	0.1
環 境 性 能 割 交 付 金	151,186	0.1			
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	69,022	0.1			
地 方 特 例 交 付 金	1,168,545	0.9			
地 方 交 付 税	26,668,873	20.3			
交通安全対策特別交付金	41,300	0.0			
分担金及び負担金	963,879	0.7			
使用料及び手数料	3,343,217	2.5			
国 庫 支 出 金	21,626,746	16.5			
県 支 出 金	8,573,263	6.5			
財 産 収 入	223,298	0.2			
寄 附 金	1,820,002	1.4			
繰 入 金	8,879,397	6.8			
繰 越 金	600,000	0.5			
諸 収 入	4,970,379	3.8			
市 債	12,079,190	9.2			
計	131,200,000	100.0	計	131,200,000	100.0

前年度当初予算額 122,520,000 千円

市税総括

1. 令和5年度 市税決算表

科 目		予 算 現 額				
款 項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額
1	市 税	33,275,234,000	0	33,275,234,000		33,275,234,000
1	市 民 税	14,502,722,000	0	14,502,722,000		14,502,722,000
	1 個 人	11,872,778,000	0	11,872,778,000		11,872,778,000
					現年課税分	11,803,943,000
					普 通 徴 収	
					特 別 徴 収	
					滞納繰越分	68,835,000
	2 法 人	2,629,944,000	0	2,629,944,000		2,629,944,000
					現年課税分	2,623,484,000
					滞納繰越分	6,460,000
2	固定資産税	14,658,881,000	0	14,658,881,000		14,658,881,000
	1 純固定資産税	14,501,829,000	0	14,501,829,000		14,501,829,000
					現年課税分	14,435,161,000
					土 地 ・ 家 屋	10,986,044,000
					償 却	3,449,117,000
					滞納繰越分	66,668,000
	2 国有資産等 所在市交付金	157,052,000	0	157,052,000		157,052,000
					国 有 資 産 等 所在市交付金	157,052,000
3	軽自動車税	825,156,000	0	825,156,000		825,156,000
	1 環境性能割	42,960,000	0	42,960,000		42,960,000
					環 境 性 能 割	42,960,000
	2 種別割	782,196,000	0	782,196,000		782,196,000
					現年課税分	774,420,000
					滞納繰越分	7,776,000
4	市たばこ税	1,790,589,000	0	1,790,589,000		1,790,589,000
	1 市たばこ税	1,790,589,000	0	1,790,589,000		1,790,589,000
					現年課税分	1,790,589,000
					滞納繰越分	0
5	特別土地保有税	0	0	0		0
	1 特別土地保有税	0	0	0		0
					現年課税分	0
					滞納繰越分	0
6	入 湯 税	35,081,000	0	35,081,000		35,081,000
	1 入 湯 税	35,081,000	0	35,081,000		35,081,000
					現年課税分	35,081,000
					滞納繰越分	0
7	都市計画税	1,462,805,000	0	1,462,805,000		1,462,805,000
	1 都市計画税	1,462,805,000	0	1,462,805,000		1,462,805,000
					現年課税分	1,455,817,000
					滞納繰越分	6,988,000
現 年 課 税 分		33,118,507,000	0	33,118,507,000		33,118,507,000
滞 納 繰 越 分		156,727,000	0	156,727,000		156,727,000

(単位：円)

調 定 額	収入済額 (還付未済額を含む)	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合(%)		還付未済額
					対予算	対調定	
34,301,202,247	33,582,888,016	72,690,544	645,623,687	659,582,384	100.9	97.9	13,958,697
15,001,055,072	14,635,069,748	28,090,110	337,895,214	349,603,734	100.9	97.6	11,708,520
12,276,757,463	11,952,714,127	24,699,615	299,343,721	306,365,741	100.7	97.4	7,022,020
11,960,238,584	11,860,630,631	647,802	98,960,151	105,948,251	100.5	99.2	6,988,100
2,170,572,100	2,077,202,635	499,156	92,870,309	94,711,809		95.7	1,841,500
9,789,666,484	9,783,427,996	148,646	6,089,842	11,236,442		99.9	5,146,600
316,518,879	92,083,496	24,051,813	200,383,570	200,417,490	133.8	29.1	33,920
2,724,297,609	2,682,355,621	3,390,495	38,551,493	43,237,993	102.0	98.5	4,686,500
2,697,017,400	2,677,082,604	0	19,934,796	24,621,296	102.0	99.3	4,686,500
27,280,209	5,273,017	3,390,495	18,616,697	18,616,697	81.6	19.3	0
15,050,752,152	14,771,461,788	30,261,262	249,029,102	250,986,937	100.8	98.1	1,957,834
14,893,699,652	14,614,409,288	30,261,262	249,029,102	250,986,937	100.8	98.1	1,957,834
14,629,637,100	14,539,295,666	4,362,302	85,979,132	87,852,123	100.7	99.4	1,872,990
11,024,369,892	10,956,291,827	3,287,274	64,790,791	66,202,209	99.7	99.4	1,411,418
3,605,267,208	3,583,003,839	1,075,028	21,188,341	21,649,913	103.9	99.4	461,572
264,062,552	75,113,622	25,898,960	163,049,970	163,134,814	112.7	28.4	84,844
157,052,500	157,052,500	0	0	0	100.0	100.0	0
157,052,500	157,052,500	0	0	0	100.0	100.0	0
852,049,024	814,188,475	4,625,327	33,235,222	33,331,222	98.7	95.6	96,000
37,224,600	37,224,600	0	0	0	86.6	100.0	0
37,224,600	37,224,600	0	0	0	86.6	100.0	0
814,824,424	776,963,875	4,625,327	33,235,222	33,331,222	99.3	95.4	96,000
780,833,400	769,098,075	216,700	11,518,625	11,603,825	99.3	98.5	85,200
33,991,024	7,865,800	4,408,627	21,716,597	21,727,397	101.2	23.1	10,800
1,859,676,657	1,859,639,925	36,732	0	0	103.9	100.0	0
1,859,676,657	1,859,639,925	36,732	0	0	103.9	100.0	0
1,859,639,925	1,859,639,925	0	0	0	103.9	100.0	0
36,732	0	36,732	0	0	-	0.0	0
6,598,059	0	6,598,059	0	0	-	0.0	0
6,598,059	0	6,598,059	0	0	-	0.0	0
0	0	0	0	0	-	-	0
6,598,059	0	6,598,059	0	0	-	0.0	0
38,651,350	38,613,100	0	38,250	38,250	110.1	99.9	0
38,651,350	38,613,100	0	38,250	38,250	110.1	99.9	0
38,636,800	38,598,550	0	38,250	38,250	110.0	99.9	0
14,550	14,550	0	0	0	-	100.0	0
1,492,419,933	1,463,914,980	3,079,054	25,425,899	25,622,241	100.1	98.1	196,343
1,492,419,933	1,463,914,980	3,079,054	25,425,899	25,622,241	100.1	98.1	196,343
1,465,211,000	1,456,162,979	436,900	8,611,121	8,798,707	100.0	99.4	187,587
27,208,933	7,752,001	2,642,154	16,814,778	16,823,534	110.9	28.5	8,756
33,625,491,309	33,394,785,530	5,663,704	225,042,075	238,862,452	100.8	99.3	13,820,377
675,710,938	188,102,486	67,026,840	420,581,612	420,719,932	120.0	27.8	138,320

2. 令和5年度 市税外歳入決算表（税関係のみ）

科 目			予 算 現 額					
款	項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額	
2	地方譲与税		838,685,000	0	838,685,000		838,685,000	
	1	地方揮発油譲与税	192,644,000	0	192,644,000		192,644,000	
		1	地方揮発油譲与税	192,644,000	0	192,644,000		192,644,000
							地 方 揮 発 油 譲 与 税	192,644,000
	2	自動車重量譲与税	530,923,000	0	530,923,000		530,923,000	
		1	自動車重量譲与税	530,923,000	0	530,923,000		530,923,000
							自 動 車 重 量 譲 与 税	530,923,000
	3	特別とん譲与税	36,669,000	0	36,669,000		36,669,000	
		1	特別とん譲与税	36,669,000	0	36,669,000		36,669,000
							特 別 と ん 譲 与 税	36,669,000
	4	森林環境譲与税	78,449,000	0	78,449,000		78,449,000	
		1	森林環境譲与税	78,449,000	0	78,449,000		78,449,000
							森 林 環 境 譲 与 税	78,449,000
	3	利子割交付金		19,663,000	0	19,663,000		19,663,000
		1	利子割交付金	19,663,000	0	19,663,000		19,663,000
			1	利子割交付金	19,663,000	0	19,663,000	
							利 子 割 交 付 金	19,663,000
4	配当割交付金		319,478,000	0	319,478,000		319,478,000	
	1	配当割交付金	319,478,000	0	319,478,000		319,478,000	
		1	配当割交付金	319,478,000	0	319,478,000		319,478,000
							配 当 割 交 付 金	319,478,000
5	株式等譲渡所得割交付金		152,938,000	0	152,938,000		152,938,000	
	1	株式等譲渡所得割交付金	152,938,000	0	152,938,000		152,938,000	
		1	株式等譲渡所得割交付金	152,938,000	0	152,938,000		152,938,000
							株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	152,938,000
6	法人事業税交付金		661,888,000	0	661,888,000		661,888,000	
	1	法人事業税交付金	661,888,000	0	661,888,000		661,888,000	
		1	法人事業税交付金	661,888,000	0	661,888,000		661,888,000
							法 人 事 業 税 交 付 金	661,888,000
7	地方消費税交付金		6,757,075,000	0	6,757,075,000		6,757,075,000	
	1	地方消費税交付金	6,757,075,000	0	6,757,075,000		6,757,075,000	
		1	地方消費税交付金	6,757,075,000	0	6,757,075,000		6,757,075,000
							地 方 消 費 税 交 付 金	6,757,075,000

(単位：円)

調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合(%)		還付未済額
					対予算	対調定	
863,479,278	863,479,278	0	0	0	103.0	100.0	0
185,396,000	185,396,000	0	0	0	96.2	100.0	0
185,396,000	185,396,000	0	0	0	96.2	100.0	0
185,396,000	185,396,000	0	0	0	96.2	100.0	0
558,918,000	558,918,000	0	0	0	105.3	100.0	0
558,918,000	558,918,000	0	0	0	105.3	100.0	0
558,918,000	558,918,000	0	0	0	105.3	100.0	0
40,069,278	40,069,278	0	0	0	109.3	100.0	0
40,069,278	40,069,278	0	0	0	109.3	100.0	0
40,069,278	40,069,278	0	0	0	109.3	100.0	0
79,096,000	79,096,000	0	0	0	100.8	100.0	0
79,096,000	79,096,000	0	0	0	100.8	100.0	0
79,096,000	79,096,000	0	0	0	100.8	100.0	0
20,330,000	20,330,000	0	0	0	103.4	100.0	0
20,330,000	20,330,000	0	0	0	103.4	100.0	0
20,330,000	20,330,000	0	0	0	103.4	100.0	0
20,330,000	20,330,000	0	0	0	103.4	100.0	0
187,479,000	187,479,000	0	0	0	58.7	100.0	0
187,479,000	187,479,000	0	0	0	58.7	100.0	0
187,479,000	187,479,000	0	0	0	58.7	100.0	0
187,479,000	187,479,000	0	0	0	58.7	100.0	0
208,653,000	208,653,000	0	0	0	136.4	100.0	0
208,653,000	208,653,000	0	0	0	136.4	100.0	0
208,653,000	208,653,000	0	0	0	136.4	100.0	0
208,653,000	208,653,000	0	0	0	136.4	100.0	0
568,173,000	568,173,000	0	0	0	85.8	100.0	0
568,173,000	568,173,000	0	0	0	85.8	100.0	0
568,173,000	568,173,000	0	0	0	85.8	100.0	0
568,173,000	568,173,000	0	0	0	85.8	100.0	0
6,119,790,000	6,119,790,000	0	0	0	90.6	100.0	0
6,119,790,000	6,119,790,000	0	0	0	90.6	100.0	0
6,119,790,000	6,119,790,000	0	0	0	90.6	100.0	0
6,119,790,000	6,119,790,000	0	0	0	90.6	100.0	0

→ (次ページに続く)

科 目		予 算 現 額					
款	項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額
8		ゴルフ場利用税交付金	49,984,000	0	49,984,000		49,984,000
	1	ゴルフ場利用税交付金	49,984,000	0	49,984,000		49,984,000
		1 ゴルフ場利用税交付金	49,984,000	0	49,984,000		49,984,000
						ゴルフ場利用税金交付	49,984,000
9		環境性能割交付金	67,483,000	0	67,483,000		67,483,000
	1	環境性能割交付金	67,483,000	0	67,483,000		67,483,000
		1 環境性能割交付金	67,483,000	0	67,483,000		67,483,000
						環境性能割交付金	67,483,000
10		国有提供施設等所在市助成交付金	69,382,000	0	69,382,000		69,382,000
	1	国有提供施設等所在市助成交付金	69,382,000	0	69,382,000		69,382,000
		1 国有提供施設等所在市助成交付金	69,382,000	0	69,382,000		69,382,000
						国有提供施設等所在市助成交付金	69,382,000
11		使用料及び手数料	19,948,000	0	19,948,000		19,948,000
	1	手数料	19,948,000	0	19,948,000		19,948,000
		1 総務手数料	19,948,000	0	19,948,000		19,948,000
						総務手数料	19,948,000
12		県支出金	386,367,000	0	386,367,000		386,367,000
	1	委託金	386,367,000	0	386,367,000		386,367,000
		1 総務費委託金	386,367,000	0	386,367,000		386,367,000
						徴税費委託金	386,367,000
13		諸収入	71,933,000	0	71,933,000		71,933,000
	1	延滞金、加算金及び過料	57,706,000	0	57,706,000		57,706,000
		1 延滞金	57,706,000	0	57,706,000		57,706,000
						延滞金	57,706,000
		2 加算金	0	0	0		0
						加算金	0
	2	雑入	14,227,000	0	14,227,000		14,227,000
		1 滞納処分費	7,642,000	0	7,642,000		7,642,000
						滞納処分費	7,642,000
		2 弁償金	20,000	0	20,000		20,000
						弁償金	20,000
		3 雑入	6,565,000	0	6,565,000		6,565,000
						雑入	6,565,000

→ (前ページからの続き)

(単位：円)

調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合(%)		還付未済額
					対予算	対調定	
44,538,707	44,538,707	0	0	0	89.1	100.0	0
44,538,707	44,538,707	0	0	0	89.1	100.0	0
44,538,707	44,538,707	0	0	0	89.1	100.0	0
44,538,707	44,538,707	0	0	0	89.1	100.0	0
106,434,000	106,434,000	0	0	0	157.7	100.0	0
106,434,000	106,434,000	0	0	0	157.7	100.0	0
106,434,000	106,434,000	0	0	0	157.7	100.0	0
106,434,000	106,434,000	0	0	0	157.7	100.0	0
69,022,000	69,022,000	0	0	0	99.5	100.0	0
69,022,000	69,022,000	0	0	0	99.5	100.0	0
69,022,000	69,022,000	0	0	0	99.5	100.0	0
69,022,000	69,022,000	0	0	0	99.5	100.0	0
19,562,165	19,562,165	0	0	0	98.1	100.0	0
19,562,165	19,562,165	0	0	0	98.1	100.0	0
19,562,165	19,562,165	0	0	0	98.1	100.0	0
19,562,165	19,562,165	0	0	0	98.1	100.0	0
382,891,479	382,891,479	0	0	0	99.1	100.0	0
382,891,479	382,891,479	0	0	0	99.1	100.0	0
382,891,479	382,891,479	0	0	0	99.1	100.0	0
382,891,479	382,891,479	0	0	0	99.1	100.0	0
270,517,892	80,044,146	0	190,473,746	190,473,746	111.3	29.6	0
263,891,097	73,417,351	0	190,473,746	190,473,746	127.2	27.8	0
263,350,897	73,417,351	0	189,933,546	189,933,546	127.2	27.9	0
263,350,897	73,417,351	0	189,933,546	189,933,546	127.2	27.9	0
540,200	0	0	540,200	540,200	-	0.0	0
540,200	0	0	540,200	540,200	-	0.0	0
6,626,795	6,626,795	0	0	0	46.6	100.0	0
0	0	0	0	0	0.0	-	0
0	0	0	0	0	0.0	-	0
11,900	11,900	0	0	0	59.5	100.0	0
11,900	11,900	0	0	0	59.5	100.0	0
6,614,895	6,614,895	0	0	0	100.8	100.0	0
6,614,895	6,614,895	0	0	0	100.8	100.0	0

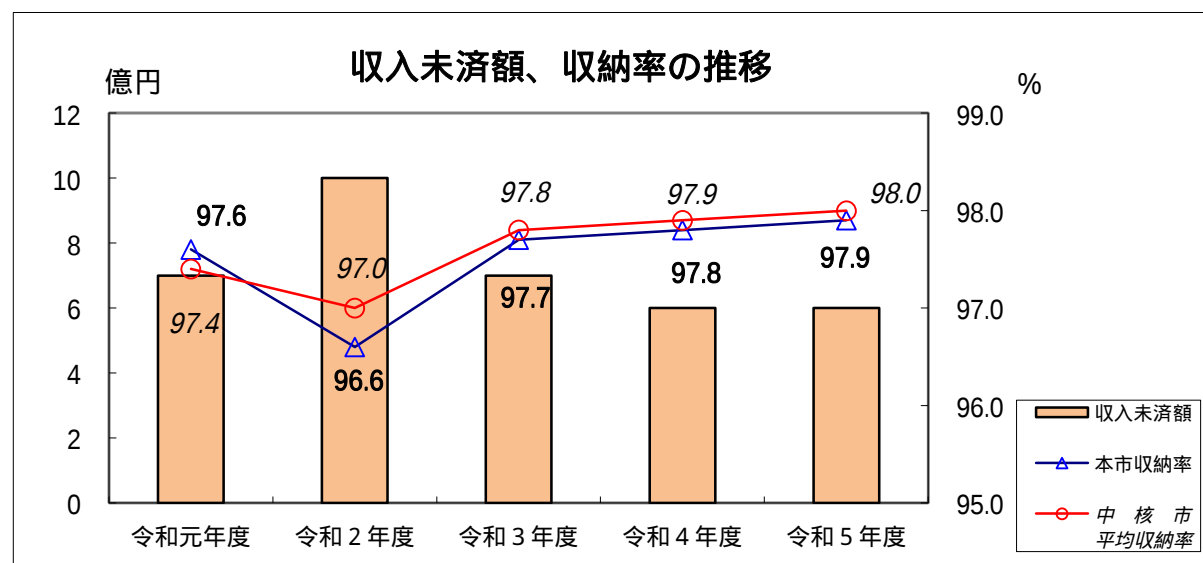
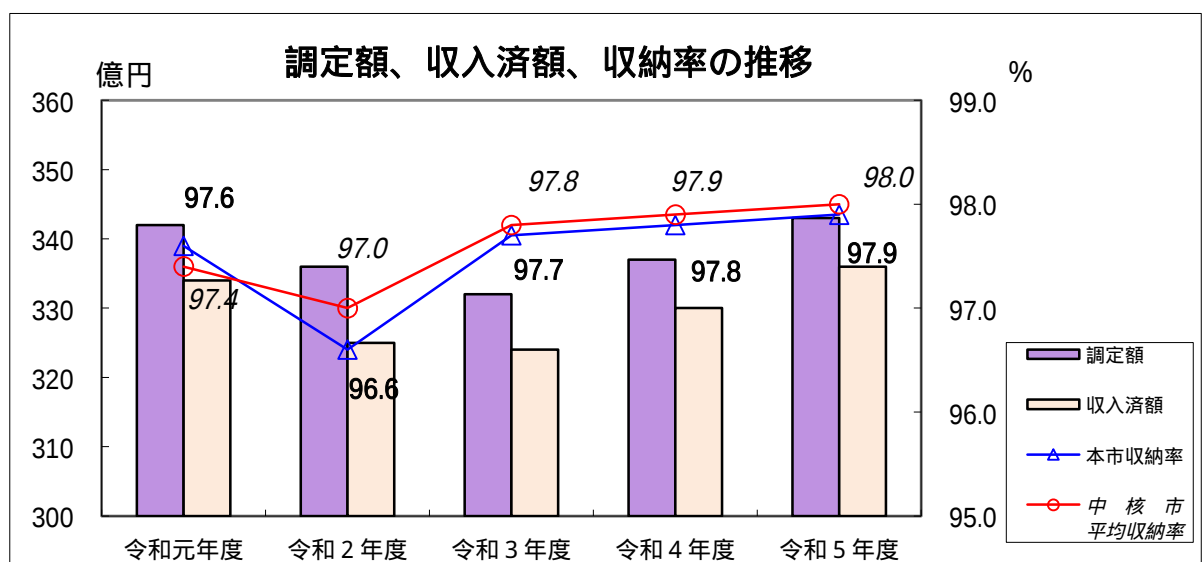
3. 年度別税目別決算額

税目区分	令和元年度			令和2年度				令和3年度			
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	収入対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入対前年比
	千円	千円	%	千円	千円	%	%	千円	千円	%	%
市 税	34,191,806	33,373,175	97.6	33,632,198	32,488,143	96.6	97.3	33,185,291	32,425,366	97.7	99.8
市 民 税	15,736,186	15,342,325	97.5	15,023,253	14,586,583	97.1	95.1	14,751,355	14,367,453	97.4	98.5
個 人	12,504,041	12,142,226	97.1	12,460,299	12,105,172	97.1	99.7	12,150,622	11,808,830	97.2	97.6
現年課税分	12,163,018	12,053,407	99.1	12,124,978	12,015,369	99.1	99.7	11,814,599	11,729,330	99.3	97.6
滞納繰越分	341,023	88,819	26.0	335,321	89,803	26.8	101.1	336,023	79,500	23.7	88.5
法 人	3,232,145	3,200,099	99.0	2,562,954	2,481,411	96.8	77.5	2,600,733	2,558,623	98.4	103.1
現年課税分	3,212,601	3,196,753	99.5	2,536,110	2,477,961	97.7	77.5	2,532,086	2,523,486	99.7	101.8
滞納繰越分	19,544	3,346	17.1	26,844	3,450	12.9	103.1	68,647	35,137	51.2	1,018.5
固定資産税	14,385,259	14,059,194	97.7	14,607,421	14,018,170	96.0	99.7	14,350,879	14,054,167	97.9	100.3
固定資産税	14,229,785	13,903,720	97.7	14,453,626	13,864,375	95.9	99.7	14,201,641	13,904,929	97.9	100.3
現年課税分	13,943,021	13,833,554	99.2	14,161,980	13,783,055	97.3	99.6	13,662,495	13,565,614	99.3	98.4
滞納繰越分	286,764	70,166	24.5	291,646	81,320	27.9	115.9	539,146	339,315	62.9	417.3
国有資産等所在 市町村交付金	155,474	155,474	100.0	153,795	153,795	100.0	98.9	149,238	149,238	100.0	97.0
軽自動車税	762,858	709,903	93.1	799,678	751,733	94.0	105.9	811,386	769,989	94.9	102.4
現年課税分	715,442	698,665	97.7	-	-	-	-	-	-	-	-
滞納繰越分	47,416	11,238	23.7	-	-	-	-	-	-	-	-
環境性能割	7,008	7,008	100	23,828	23,828	100.0	-	27,139	27,139	100.0	113.9
種 別 割	-	-	-	775,850	727,905	94	-	784,247	742,850	95	-
現年課税分	-	-	-	727,491	715,187	98	-	745,240	733,873	99	-
滞納繰越分	-	-	-	48,359	12,718	26	-	39,007	8,977	23	-
市たばこ税	1,802,135	1,802,135	100.0	1,695,903	1,695,866	100.0	94.1	1,787,314	1,787,277	100.0	105.4
現年課税分	1,802,132	1,802,132	100.0	1,695,903	1,695,866	100.0	94.1	1,787,277	1,787,277	100.0	105.4
滞納繰越分	3	3	100.0	0	0	-	0.0	37	0	0.0	-
特別土地保有税	7,882	465	5.9	7,417	448	6.0	96.3	6,969	371	5.3	82.8
現年課税分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滞納繰越分	7,882	465	5.9	7,417	448	6.0	96.3	6,969	371	5.3	82.8
入 湯 税	30,528	30,163	98.8	20,366	20,055	98.5	66.5	26,835	26,506	98.8	132.2
現年課税分	30,170	30,116	99.8	20,000	20,000	100.0	66.4	26,525	26,506	99.9	132.5
滞納繰越分	358	47	13.1	366	55	15.0	117.0	310	0	0.0	0.0
都市計画税	1,466,958	1,428,990	97.4	1,478,160	1,415,288	95.7	99.0	1,450,553	1,419,603	97.9	100.3
現年課税分	1,431,493	1,420,254	99.2	1,444,497	1,405,847	97.3	99.0	1,393,466	1,383,584	99.3	98.4
滞納繰越分	35,465	8,736	24.6	33,663	9,441	28.0	108.1	57,087	36,019	63.1	381.5
現年課税分	33,453,351	33,190,355	99.2	32,888,582	32,290,908	98.2	97.3	32,138,065	31,926,047	99.3	98.9
滞納繰越分	738,455	182,820	24.8	743,616	197,235	26.5	107.9	1,047,226	499,319	47.7	253.2

令和4年度				令和5年度			
調定額	収入済額	収納率	収入 対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入 対前年比
千円	千円	%	%	千円	千円	%	%
33,711,305	32,970,868	97.8	101.7	34,301,202	33,582,888	97.9	101.9
14,746,879	14,377,962	97.5	100.1	15,001,055	14,635,069	97.6	101.8
12,105,285	11,768,497	97.2	99.7	12,276,757	11,952,714	97.4	101.6
11,808,917	11,700,020	99.1	99.8	11,960,238	11,860,630	99.2	101.4
296,368	68,477	23.1	86.1	316,519	92,084	29.1	134.5
2,641,594	2,609,465	98.8	102.0	2,724,298	2,682,355	98.5	102.8
2,603,086	2,594,767	99.7	102.8	2,697,018	2,677,082	99.3	103.2
38,508	14,698	38.2	41.8	27,280	5,273	19.3	35.9
14,745,918	14,451,313	98.0	102.8	15,050,752	14,771,462	98.1	102.2
14,591,529	14,296,924	98.0	102.8	14,893,700	14,614,410	98.1	102.2
14,331,094	14,235,414	99.3	104.9	14,629,637	14,539,296	99.4	102.1
260,435	61,510	23.6	18.1	264,063	75,114	28.4	122.1
154,389	154,389	100.0	103.5	157,052	157,052	100.0	101.7
842,358	802,496	95.3	104.2	852,049	814,188	95.6	101.5
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
39,875	39,875	100.0	146.9	37,225	37,225	100.0	93.4
802,483	762,621	95.0	102.7	814,824	776,963	95.4	101.9
766,123	754,613	98.5	102.8	780,833	769,098	98.5	101.9
36,360	8,008	22.0	89.2	33,991	7,865	23.1	98.2
1,856,175	1,856,138	100.0	103.9	1,859,677	1,859,640	100.0	100.2
1,856,138	1,856,138	100.0	103.9	1,859,640	1,859,640	100.0	100.2
37	0	0.0	-	37	0	0.0	-
6,598	0	0.0	0.0	6,598	0	0.0	-
-	-	-	-	-	-	-	-
6,598	0	0.0	0.0	6,598	0	0.0	-
34,921	34,906	100.0	131.7	38,651	38,614	99.9	110.6
34,902	34,887	100.0	131.6	38,636	38,599	99.9	110.6
19	19	100.0	-	15	15	100.0	78.9
1,478,456	1,448,053	97.9	102.0	1,492,420	1,463,915	98.1	101.1
1,451,323	1,441,634	99.3	104.2	1,465,211	1,456,163	99.4	101.0
27,133	6,419	23.7	17.8	27,209	7,752	28.5	120.8
33,045,847	32,811,737	99.3	102.8	33,625,490	33,394,785	99.3	101.8
665,458	159,131	23.9	31.9	675,712	188,103	27.8	118.2

4．市税の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	億円	億円	億円	億円	億円
調 定 額	342	336	332	337	343
収 入 済 額	334	325	324	330	336
不 納 欠 損 額	1	1	1	1	1
収 入 未 済 額	7	10	7	6	6
	%	%	%	%	%
本市収納率	97.6	96.6	97.7	97.8	97.9
中 核 市 平均収納率	97.4	97.0	97.8	97.9	98.0



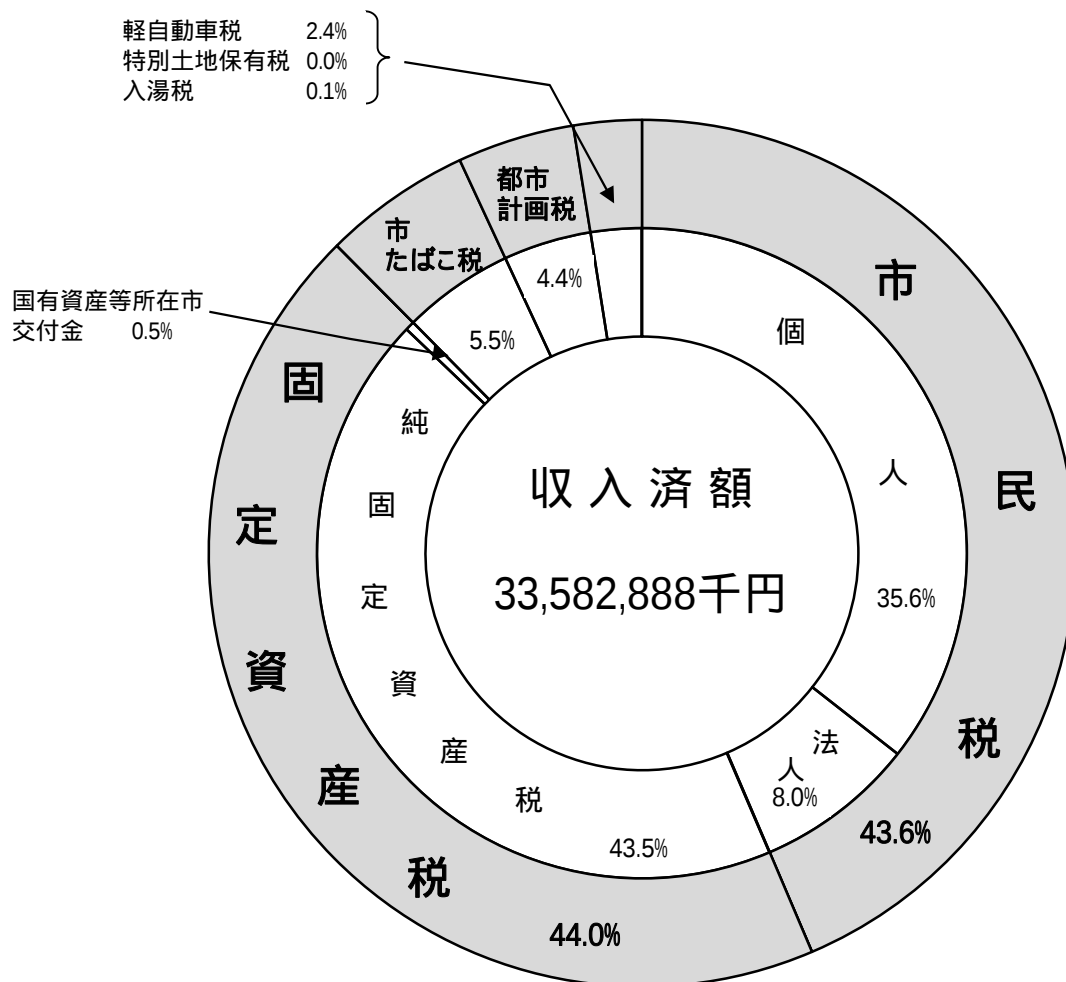
5 . 年度別市税外歳入収入済額 （税関係のみ）

（単位：千円）

年 度		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
科 目						
地 方 譲 与 税		805,858	826,086	838,078	852,358	863,479
	地方揮発油譲与税	192,036	188,036	193,662	184,661	185,396
	自動車重量譲与税	553,039	547,077	553,708	552,714	558,918
	特別とん譲与税	31,677	29,121	31,445	35,887	40,069
	森林環境譲与税	29,106	61,852	59,263	79,096	79,096
利 子 割 交 付 金		48,660	55,922	45,582	22,782	20,330
配 当 割 交 付 金		140,713	121,570	181,290	163,820	187,479
株 式 等 譲 渡 金 所 得 割 交 付 金		72,033	137,176	210,659	120,731	208,653
法 人 事 業 税 交 付 金		-	268,522	519,352	620,417	568,173
地 方 消 費 税 交 付 金		4,573,235	5,579,520	6,040,334	6,199,754	6,119,790
ゴ ル フ 場 利 用 税 金 交 付		42,920	38,432	46,265	46,528	44,539
自 動 車 取 得 税 交 付 金		136,398	-	-	-	-
環 境 性 能 割 交 付 金		40,320	78,083	72,523	88,905	106,434
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金		74,323	73,951	72,319	69,382	69,022
総 務 手 数 料		22,049	19,266	19,750	20,249	19,562
	督 促 手 数 料	5,913	5,649	5,075	4,896	5,003
	証 明 手 数 料 等	16,136	13,617	14,675	15,353	14,559
徴 税 費 委 託 金		391,277	390,905	390,361	384,789	382,891
諸 収 入		67,843	75,794	60,647	73,395	80,044
	延 滞 金 、 加 算 金 料 及 び 過	67,233	75,098	60,580	67,394	73,417
	延 滞 金	67,233	75,098	60,580	67,394	73,417
	加 算 金	0	0	0	0	0
雑 入		610	696	67	6,001	6,627
	滞 納 処 分 費	363	616	0	4	0
	弁 償 金	13	16	16	13	12
	雑 入	234	64	51	5,984	6,615

6 . 令和 5 年度 市税決算額構成

税 目	調定額	構成比	収入済額	構成比	収納率
	千円	%	千円	%	%
市 民 税	15,001,055	43.7	14,635,070	43.6	97.6
個 人	12,276,757	35.8	11,952,714	35.6	97.4
法 人	2,724,298	7.9	2,682,356	8.0	98.5
固 定 資 産 税	15,050,752	43.9	14,771,462	44.0	98.1
純 固 定 資 産 税	14,893,700	43.4	14,614,410	43.5	98.1
国有資産等所在市交付金	157,052	0.5	157,052	0.5	100.0
軽 自 動 車 税	852,049	2.5	814,188	2.4	95.6
市 た ば こ 税	1,859,677	5.4	1,859,640	5.5	100.0
特 別 土 地 保 有 税	6,598	0.0	0	0.0	0.0
入 湯 税	38,651	0.1	38,613	0.1	99.9
都 市 計 画 税	1,492,420	4.4	1,463,915	4.4	98.1
合 計	34,301,202	100.0	33,582,888	100.0	97.9



7. 年度別市税負担状況調（決算）

区 分 \ 年 度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		金 額	前年 対比	金 額	前年 対比	金 額	前年 対比
		千円	%	千円	%	千円	%
予 算 額		32,138,159	—	32,818,757	102.1	33,275,234	101.4
調 定 額		33,185,291	—	33,711,305	101.6	34,301,202	101.7
収 入 額		32,425,366	—	32,970,868	101.7	33,582,888	101.9
不 納 欠 損 額		98,478	—	65,235	66.2	72,691	111.4
収納率	対予算	100.9 %		100.5 %		100.9 %	
	対調定	97.7 %		97.8 %		97.9 %	
指数 令和3年度 を100とし て	予算額	100.0		102.1		103.5	
	調定額	100.0		101.6		103.4	
	収入額	100.0		101.7		103.6	
人口 1月1日現在		254,364 人		250,807 人		247,456 人	
世 帯 数		115,588 世帯		114,887 世帯		114,594 世帯	
1 世 帯 当 た り 人 口		2.20 人		2.18 人		2.16 人	
1 人 当 た り 人 口 負 担 額	予算額	126 千円		131 千円		134 千円	
	調定額	130 千円		134 千円		139 千円	
	収入額	127 千円		131 千円		136 千円	
1 世 帯 当 た り 人 口 負 担 額	予算額	278 千円		286 千円		290 千円	
	調定額	287 千円		293 千円		299 千円	
	収入額	281 千円		287 千円		293 千円	
税 務 職 員 1 人 当 た り 人 口 等	職員数	122 人		122 人		119 人	
	1人当たり 人口	2,085 人		2,056 人		2,079 人	
	1人当たり 世帯数	947 世帯		942 世帯		963 世帯	
税 務 職 員 1 人 当 た り 賦 課 額 等	予算額	263,428 千円		269,006 千円		279,624 千円	
	調定額	272,011 千円		276,322 千円		288,245 千円	
	収入額	265,782 千円		270,253 千円		282,209 千円	

人口及び世帯数は推計人口・世帯数の数値

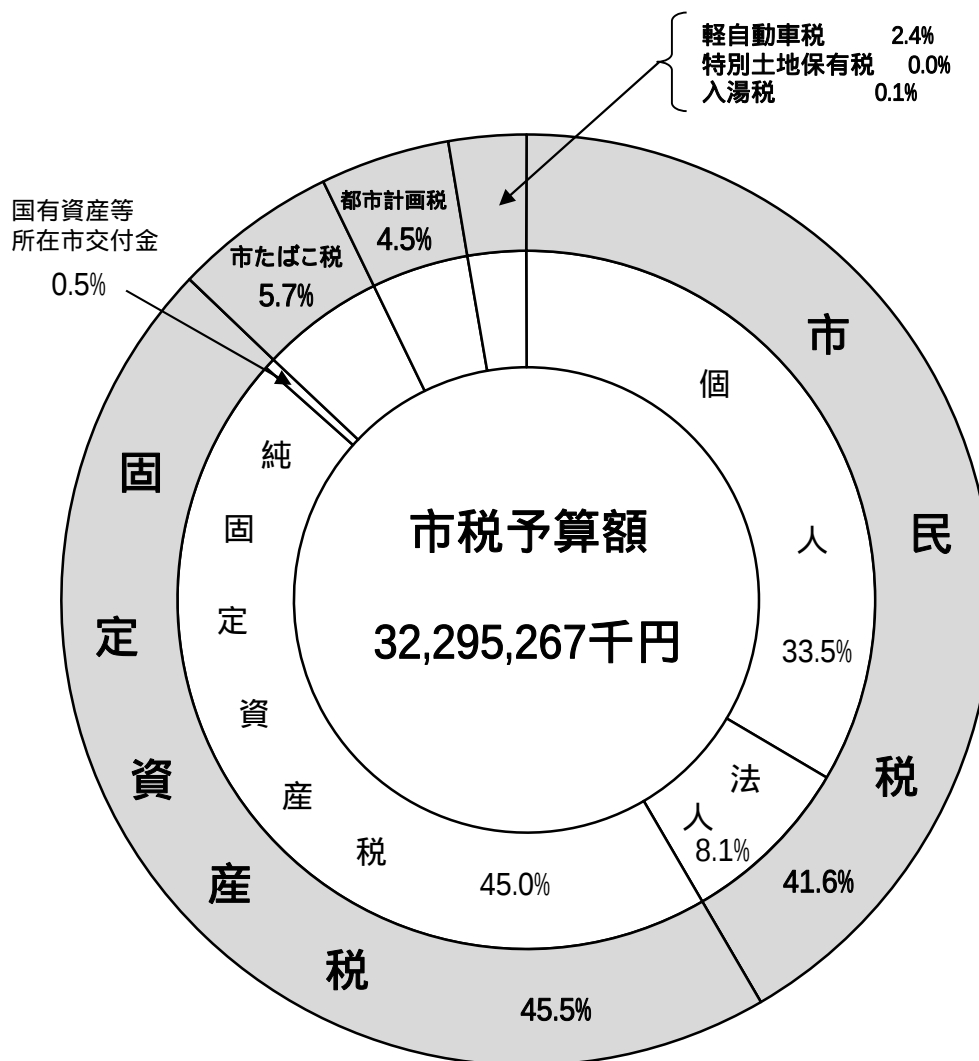
8. 市税の徴税費に関する調

(単位：千円)

区 分		年 度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
税収入額		1 市 税	32,425,366	32,970,868	33,582,888
		2 個 人 の 県 民 税	7,828,674	7,801,833	7,924,760
		3 合 計	40,254,040	40,772,701	41,507,648
徴 費	人件費	4 基 本 給	396,102	400,985	384,948
		5 諸 手 当	229,463	228,782	230,478
		(イ) 時 間 外 勤 務 手 当	32,174	36,499	37,405
		(ロ) 税 務 手 当	4,757	4,648	4,382
		(ハ) そ の 他 の 手 当	192,532	187,635	188,691
		6 そ の 他	157,464	156,552	149,881
		7 小 計	783,029	786,319	765,307
	物件費	8 旅 費	295	438	485
		9 そ の 他	228,809	290,999	297,776
		10 小 計	229,104	291,437	298,261
	報奨金及びこれに類する経費	11 納 期 前 納 付 の 報 奨 金			
		12 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金			
		13 納 税 奨 励 金			
		14 そ の 他	64	70	78
		15 小 計	64	70	78
	16 そ の 他		8,451	21,095	23,794
	17 合 計		1,020,648	1,098,921	1,087,440
県民税徴収取扱費		18 納税通知書を基準にした金額			
		19 徴収額を基準にした金額			
		20 納税義務者数を基準にした金額	390,361	384,789	382,891
		21 報奨金の額に相当する金額			
		22 合 計	390,361	384,789	382,891
23 純市税徴収費用（17-22）		630,287	714,132	704,549	
税収に対する徴税費用の割合	24 市税・県民税に対する割合（17/3）	2.5%	2.7%	2.6%	
	25 市税に対する割合（23/1）	1.9%	2.2%	2.1%	
徴税職員数	徴 税 職 員		122人	122人	119人
	会 計 年 度 任 用 職 員 等		10人	10人	9人
	26 合 計		132人	132人	128人
職員１人当たりの人件費(7/26)			5,932	5,957	5,979

9 . 令和 6 年度 市税予算額構成

区 分 税 目		調定見込額 (A)	予 算 額 (B)	計上率 $\frac{(B)}{(A)}$	(B)の構成比	(A)の構成比
		千円	千円	%	%	%
市 民 税		13,782,543	13,437,643	97.5	41.6	41.8
個 人	現 年 課 税 分	11,150,872	10,829,307	97.1	33.5	33.8
	滞 納 繰 越 分	10,837,258	10,750,559	99.2	33.3	32.8
	滞 納 繰 越 分	313,614	78,748	25.1	0.2	1.0
	法 人	2,631,671	2,608,336	99.1	8.1	8.0
	現 年 課 税 分	2,609,250	2,600,899	99.7	8.1	7.9
	滞 納 繰 越 分	22,421	7,437	33.2	0.0	0.1
固 定 資 産 税		14,973,795	14,683,071	98.1	45.5	45.4
固 定 資 産 税	現 年 課 税 分	14,809,695	14,518,971	98.0	45.0	44.9
	滞 納 繰 越 分	14,543,641	14,453,469	99.4	44.8	44.1
	滞 納 繰 越 分	266,054	65,502	24.6	0.2	0.8
	国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	164,100	164,100	100.0	0.5	0.5
軽 自 動 車 税		869,896	830,123	95.4	2.6	2.6
環 境 性 能 割 種 別 割	現 年 課 税 分	34,692	34,692	100.0	0.1	0.1
	滞 納 繰 越 分	835,204	795,431	95.2	2.5	2.5
	滞 納 繰 越 分	800,169	787,366	98.4	2.5	2.4
	滞 納 繰 越 分	35,035	8,065	23.0	0.0	0.1
市 た ば こ 税		1,841,272	1,841,236	100.0	5.7	5.6
現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	1,841,236	1,841,236	100.0	5.7	5.6
	滞 納 繰 越 分	36	0	0.0	0.0	0.0
特 別 土 地 保 有 税		6,598	0	0.0	0.0	0.0
滞 納 繰 越 分	滞 納 繰 越 分	6,598	0	0.0	0.0	0.0
	滞 納 繰 越 分	0	0	-	0.0	0.0
入 湯 税		38,797	38,797	100.0	0.1	0.1
現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	38,797	38,797	100.0	0.1	0.1
	滞 納 繰 越 分	0	0	-	0.0	0.0
都 市 計 画 税		1,494,136	1,464,397	98.0	4.5	4.5
現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	1,466,734	1,457,640	99.4	4.5	4.4
	滞 納 繰 越 分	27,402	6,757	24.7	0.0	0.1
市 税		33,007,037	32,295,267	97.8	100.0	100.0
現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	32,335,877	32,128,758	99.4	99.5	98.0
	滞 納 繰 越 分	671,160	166,509	24.8	0.5	2.0



10. 令和6年度 市税負担状況 (交付金を除く調定見込 (現年度分のみ) による。)
(単位 : 円)

区 分	税 目	市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	都市計画税	その他の税
市 民 1 人 当 た り		54,339	58,773	3,515	7,441	5,927	157
1 世 帯 当 た り		117,340	126,915	7,591	16,068	12,799	339
納税義務者 1 人 当 た り		89,207	99,600				
		(法人分を 除く。)	(都市計画税 を含む。)				

〔人口 247,456 人〕
〔世帯 114,594 世帯〕
令和5年1月1日現在の推計人口・世帯

納税義務者数 (市民税) 121,485人
(固定資産税) 160,747人

1 1 . 年度別市民税調定額（現年課税最終調定）

種 別 \ 年 度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
個 人		千円	千円	千円
	所得割	11,382,535	11,380,055	11,533,087
	均等割	432,064	428,862	427,151
	計	11,814,599	11,808,917	11,960,238
法 人	法人税割	1,866,796	1,924,439	2,029,933
	均等割	665,290	678,647	667,084
	計	2,532,086	2,603,086	2,697,017
合 計		14,346,686	14,412,003	14,657,255

1 2 . 年度別市民税納税義務者数（最終調定分）

区 分 \ 年度・種別		均等割のみを 納 め る 者	所 得 割 の み (退職分離) を 納 め る 者	所 得 割 を 納 め る 者	合 計
R 3	個 人	10,371	593	114,204	125,168
	法 人	3,684	-	2,720	6,404
R 4	個 人	10,398	628	113,521	124,547
	法 人	3,632	-	2,844	6,476
R 5	個 人	10,292	661	113,120	124,073
	法 人	3,702	-	2,765	6,467

13. 令和6年度 市民税（個人）の納税義務者等に関する調（R6.7.1現在）

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割
	納税義務者数 (A)	均等割額 (B)	納税義務者数 (C)	所得割額 (D)	納税義務者数 (E)
給与所得者	人 8,734	千円 26,202			人 83,692
営業所得者	1,094	3,282			3,697
農業所得者	48	144			130
その他の所得者	9,004	27,012			15,009
家屋敷等のみ	77	231			
合 計	18,957	56,871	0	0	102,528

14. 令和6年度 市民税（個人）課税標準額段階別所得割額調

区分 課税所得 金額の段階	給与所得者		営業所得者		農業
	人 員	所得割額	人 員	所得割額	人 員
10万円以下の金額	人 0	千円 0	人 0	千円 0	人 0
10万円を超え 100万円以下	24,132	633,244	1,207	26,064	49
100万円を超え 200万円以下	28,388	2,059,963	930	67,571	39
200万円を超え 300万円以下	15,752	1,941,633	576	74,160	16
300万円を超え 400万円以下	8,034	1,456,392	316	59,146	8
400万円を超え 550万円以下	3,985	983,182	238	61,116	7
550万円を超え 700万円以下	1,067	351,618	109	36,743	4
700万円を超え 1,000万円以下	909	409,186	106	49,648	3
1,000万円を超え 2,000万円以下	746	547,238	126	93,614	2
2,000万円を超え 5,000万円以下	191	291,334	47	72,927	0
5,000万円を超え 1億円以下	33	115,381	8	27,685	0
1億円を超える金額	3	21,173	1	6,710	0
合 計	83,240	8,810,344	3,664	575,384	128

と所得割を納める者		合 計				
均等割額 (F)	所得割額 (G)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C)+(E)
		納税義務者数 (A)+(E)	均等割額 (B)+(F)	納税義務者数 (C)+(E)	所得割額 (D)+(G)	
千円 251,076	千円 8,981,907	人 92,426	千円 277,278	人 83,692	千円 8,981,907	人 92,426
11,091	587,281	4,791	14,373	3,697	587,281	4,791
390	13,789	178	534	130	13,789	178
45,027	958,561	24,013	72,039	15,009	958,561	24,013
		77	231			77
307,584	10,541,538	121,485	364,455	102,528	10,541,538	121,485

所得者	その他の所得者		分離譲渡所得者		合 計	
所得割額	人 員	所得割額	人 員	所得割額	人 員	所得割額
千円 0	人 0	千円 0	人 212	千円 38,320	人 212	千円 38,320
867	10,257	207,443	228	28,283	35,873	895,901
2,814	2,776	188,626	176	26,807	32,309	2,345,781
2,255	610	78,167	152	25,928	17,106	2,122,143
1,543	234	43,529	92	21,535	8,684	1,582,145
1,702	165	41,794	87	32,778	4,482	1,120,572
1,410	112	38,405	45	20,830	1,337	449,006
1,430	97	43,761	52	35,091	1,167	539,116
1,420	80	61,688	63	65,503	1,017	769,463
0	11	17,063	33	56,475	282	437,799
0	4	13,748	8	29,046	53	185,860
0	0	0	2	23,766	6	51,649
13,441	14,346	734,224	1,150	404,362	102,528	10,537,755

14表の所得割額は減免後の税額

15 . 令和6年度 法人市民税状況調

業種別法人数等

業 種	法人数	構成比（％）	法人税割（千円）	構成比（％）	均等割（千円）	構成比（％）
農業・林業	96	1.5	4,564	0.2	8,843	1.3
漁業	14	0.2	12,058	0.6	4,876	0.7
鉱業	9	0.1	1,044	0.1	860	0.1
建設業	1,072	16.6	141,995	7.0	84,538	12.7
製造業	617	9.5	710,670	35.0	92,263	13.8
電気・ガス・水道業	32	0.5	38,524	1.9	4,050	0.6
情報通信業	114	1.8	47,548	2.3	14,888	2.2
運輸業・郵便業	271	4.2	71,289	3.5	42,427	6.4
卸売業・小売業	1,638	25.3	291,932	14.4	182,159	27.3
金融業・保険業	150	2.3	436,666	21.5	37,431	5.6
不動産業・物品賃貸業	613	9.5	106,979	5.3	46,041	6.9
学術研究・専門技術サービス	388	6.0	19,731	1.0	31,941	4.8
宿泊業・飲食サービス業	309	4.8	14,886	0.7	31,247	4.7
生活関連サービス業	217	3.4	17,299	0.9	18,141	2.7
教育学習支援業	56	0.9	839	0.0	3,151	0.5
医療福祉	400	6.2	43,169	2.1	24,739	3.7
複合サービス業	82	1.3	2,957	0.1	8,797	1.3
サービス業	382	5.9	67,678	3.3	30,012	4.5
その他	7	0.1	105	0.0	680	0.1
合 計	6,467	100.0	2,029,933	100.0	667,084	100.0

組織別法人数等

法人の種類		法人数	構成比（％）	法人税割（千円）	構成比（％）	均等割（千円）	構成比（％）
株 式		3,869	59.8	1,737,647	85.6	507,867	76.1
有 限		1,731	26.8	65,828	3.2	93,816	14.1
合 資		8	0.1	0	0.0	560	0.1
合 名		11	0.2	0	0.0	537	0.1
相 互		5	0.1	14,444	0.7	2,730	0.4
公 益	財 団	3	0.0	245	0.0	150	0.0
	社 団	0	0.0	0	0.0	0	0.0
一 般	財 団	14	0.2	9,726	0.5	700	0.1
	社 団	52	0.8	1,485	0.1	2,500	0.4
宗 教		41	0.6	783	0.0	2,008	0.3
医 療		158	2.4	33,221	1.6	9,889	1.5
学 校		3	0.0	50	0.0	150	0.0
社 会 福 祉		1	0.0	183	0.0	50	0.0
その他		571	8.8	166,321	8.2	46,127	6.9
合 計		6,467	100.0	2,029,933	100.0	667,084	100.0

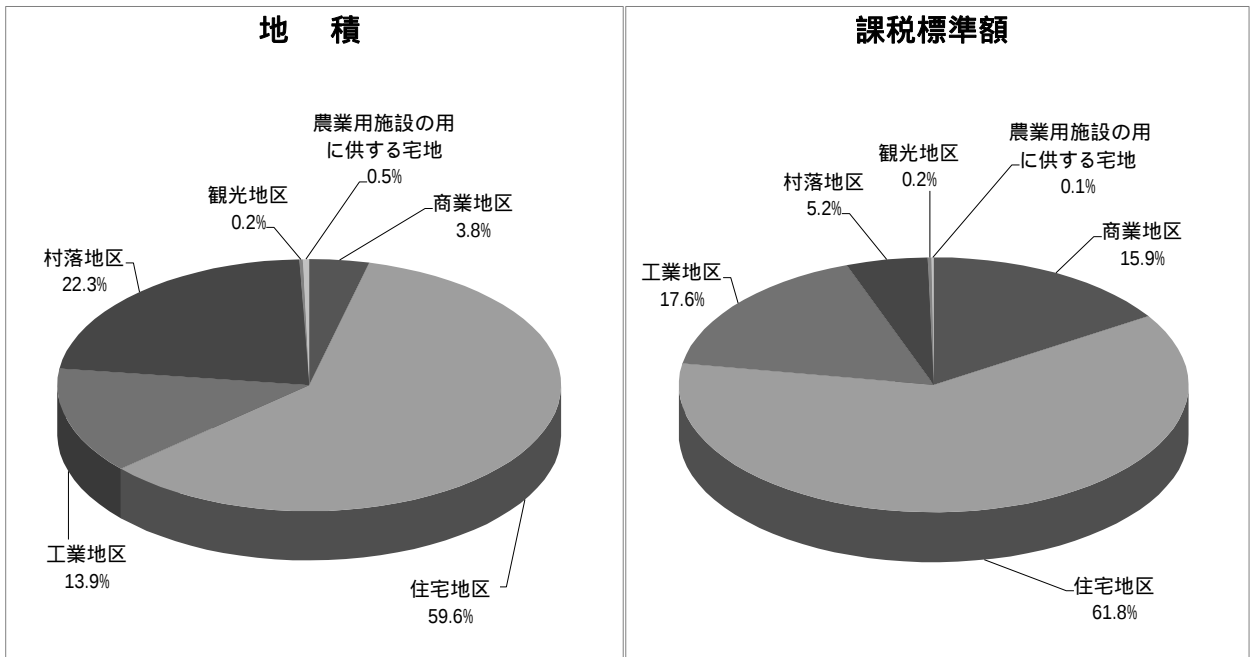
16. 令和6年度 土地に関する調

区 分 地 目		納税義務者数	地 積			
		法定免税 点 以 上 の も の	非課税地積	評価総地積 (A)	法定免税点 未満のもの (B)	法定免税点 以上のもの (A) - (B)
田	一 般 田	人 9,251	m ² 1,069,522	m ² 68,789,945	m ² 1,811,204	m ² 66,978,741
	勸告遊休田	5	0	6,899	0	6,899
	介在田・ 市街化区域田	485	12,936	654,829	2,380	652,449
畑	一 般 畑	8,135	437,579	16,231,322	1,744,463	14,486,859
	勸告遊休畑					
	介在畑・ 市街化区域畑	1,551	9,317	1,424,985	8,258	1,416,727
宅地	小規模住宅用地	63,391		17,871,160	1,008,299	16,862,861
	一般住宅用地	42,221		10,627,107	224,839	10,402,268
	商業地等 (非住宅用地)	12,217		13,967,802	40,341	13,927,461
	計	117,829	3,147,079	42,466,069	1,273,479	41,192,590
塩 田						
鉱 泉 地		34	101	215	9	206
池 沼		246	218,774	142,987	46,058	96,929
山林	一 般 山 林	11,223	38,199,201	293,233,243	26,456,298	266,776,945
	介 在 山 林	1,507	456,888	3,350,655	128,547	3,222,108
牧 場		14	133,393	184,070	1,779	182,291
原 野		5,316	617,442	9,249,994	1,654,392	7,595,602
雑種地	ゴルフ場の用地	30	4,628	1,994,515	442	1,994,073
	遊園地の用地					
	鉄 軌 道 用 地	7	9,605	1,900,568	19	1,900,549
	その他の雑種地	12,026	4,469,348	12,849,442	803,464	12,045,978
	計	12,063	4,483,581	16,744,525	803,925	15,940,600
そ の 他			136,392,019			
合 計 (上記を名寄せしたもの)		72,927	185,177,832	452,479,738	33,930,792	418,548,946

決 定 価 格				筆 数				単位当たり価格	
総額 (C)	法定免税点 未満のもの (D)	法定免税点 以上のもの (C) - (D) = (E)	(E)に係る 課税標準額	非課税地 筆数	評価 総筆数 (F)	法定免税点 未満のもの (G)	法定免税点 以上のもの (F) - (G)	平均価格 (C) (A)	最高価格
千円	千円	千円	千円	筆	筆	筆	筆	円 / m ²	円 / m ²
7,174,124	164,344	7,009,780	6,992,107	2,747	51,090	2,392	48,698	104	308
1,365	0	1,365	1,365	0	5	0	5	198	219
3,577,270	6,784	3,570,486	1,209,416	47	916	17	899	5,463	26,476
558,473	52,229	506,244	504,080	972	27,429	4,411	23,018	34	162
11,895,307	25,316	11,869,991	4,012,685	39	3,247	64	3,183	8,348	55,913
327,526,890	7,573,122	319,953,768	53,045,217		111,573	11,006	100,567	18,327	126,824
105,831,099	526,604	105,304,495	34,937,168		66,190	2,864	63,326	9,959	88,518
211,575,316	115,632	211,459,684	143,339,986		26,719	611	26,108	15,147	158,848
644,933,305	8,215,358	636,717,947	231,322,371	3,282	204,482	14,481	190,001	15,187	158,848
14,221	37	14,184	14,179	5	41	2	39	66,144	728,745
43,627	1,316	42,311	30,095	332	414	97	317	305	13,309
3,639,222	321,253	3,317,969	3,317,966	5,342	95,855	15,294	80,561	12	155
859,301	31,788	827,513	827,513	473	4,074	562	3,512	256	895
3,632	19	3,613	3,613	7	105	2	103	20	109
308,104	22,825	285,279	234,283	1,114	17,352	3,458	13,894	33	19,267
2,082,279	318	2,081,961	1,382,713	6	514	3	511	1,044	1,367
7,441,466	2	7,441,464	4,896,263	43	3,872	1	3,871	3,915	97,312
44,982,939	467,506	44,515,433	30,230,469	7,216	32,919	5,445	27,474	3,501	99,638
54,506,684	467,826	54,038,858	36,509,445	7,265	37,305	5,449	31,856	3,255	99,638
				154,882					
727,514,635	9,309,095	718,205,540	284,979,118	176,507	442,315	46,229	396,086	1,608	

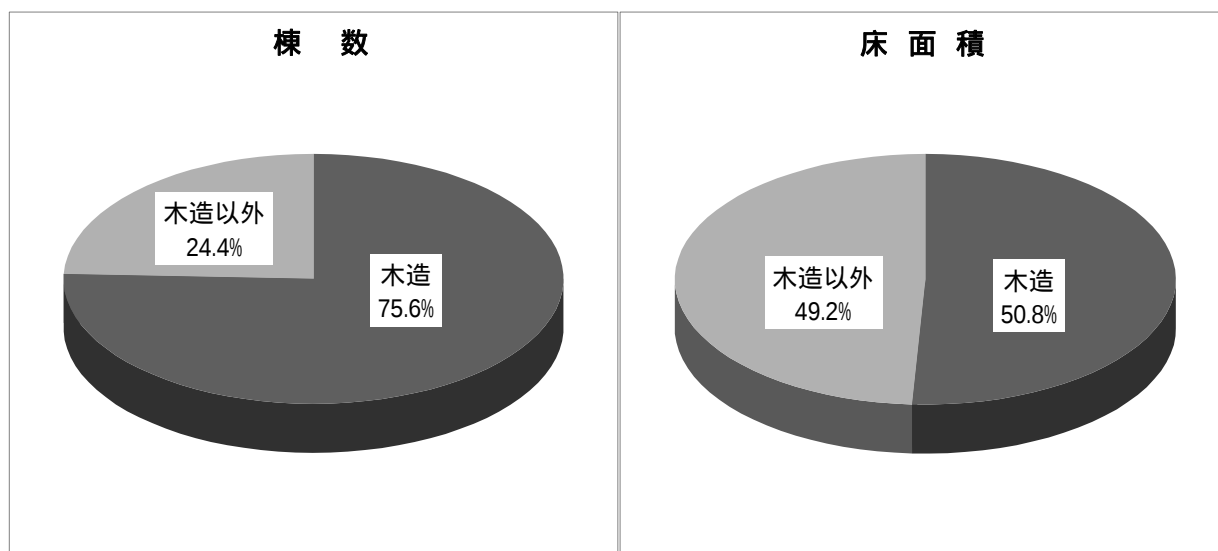
17. 令和6年度 宅地に関する調（法定免税点以上のもの）

区 分 地 区 別		納税 義務者	地積 (A) ㎡	決定価格 (B) 千円	最高価格地の 所在地番	課税標準額 千円	筆数 筆	単位当たり価格	
								平均価格 (B / A) 円 / ㎡	最高価格 円 / ㎡
商業地区	繁 華 街	人 24	6,434	205,398	竹崎町三丁目	138,049	49	31,924	36,780
	高 度 商 業 地 区								
	高 度 商 業 地 区	47	69,498	6,286,918	竹崎町四丁目	3,963,374	73	90,462	158,848
	普 通 商 業 地 区	1,611	1,505,745	55,936,976	竹崎町四丁目	32,753,831	3,495	37,149	124,320
	計	1,682	1,581,677	62,429,292	竹崎町四丁目	36,855,254	3,617	39,470	158,848
住宅地区	併 用 住 宅 地 区	5,410	3,245,353	81,086,025	秋根南町一丁目	37,918,662	10,094	24,985	82,212
	高 級 住 宅 地 区								
	普 通 住 宅 地 区	52,779	21,297,455	399,867,165	伊倉新町一丁目	104,968,682	86,163	18,775	70,119
	計	58,189	24,542,808	480,953,190	秋根南町一丁目	142,887,344	96,257	19,597	82,212
工業地区	大 工 場 地 区	67	3,063,232	27,948,036	幡生宮の下町	19,456,748	407	9,124	20,425
	中 工 場 地 区	1,097	2,580,484	30,178,917	秋根北町	19,319,193	2,388	11,695	43,197
	家 内 工 業 地 区								
	計	1,164	5,643,716	58,126,953	秋根北町	38,775,941	2,795	10,299	43,197
村落地区	集 団 地 区	3,601	2,777,095	10,306,791	藤ヶ谷町	3,924,689	6,417	3,711	18,145
	村 落 地 区	8,023	6,390,212	23,189,062	大字有富字高堂下	8,032,588	14,699	3,629	20,785
	計	11,624	9,167,307	33,495,853	大字有富字高堂下	11,957,277	21,116	3,654	20,785
観 光 地 区		98	86,080	1,130,842	豊浦町大字川棚字片山	537,388	230	13,137	21,364
農業用施設の用に供する宅地		96	171,002	581,817	清末千房二丁目	309,167	180	3,402	11,290
合 計		72,853	41,192,590	636,717,947	竹崎町四丁目	231,322,371	124,195	15,457	158,848



18. 令和6年度 家屋に関する調

区 分		個 人 が 所 有 す る 家 屋			法 人 が 所 有 す る 家 屋			合 計		
		総数 (A)	法定免税点 未満のもの (B)	法定免税点 以上のもの (A) - (B)	総数 (C)	法定免税点 未満のもの (D)	法定免税点 以上のもの (C) - (D)	総数 (E)	法定免税点 未満のもの (F)	法定免税点 以上のもの (E) - (F)
納税義務者数 (人)		89,016	7,591	81,425	3,623	174	3,449	92,639	7,765	84,874
棟 数	木 造 (棟)	116,285	9,573	106,712	4,334	158	4,176	120,619	9,731	110,888
	木造以外 (棟)	28,432	269	28,163	10,455	40	10,415	38,887	309	38,578
	計 (棟)	144,717	9,842	134,875	14,789	198	14,591	159,506	10,040	149,466
床面積	木 造 (㎡) ()	9,113,422	461,277	8,652,145	441,322	7,520	433,802	9,554,744	468,797	9,085,947
	木造以外 (㎡) ()	3,802,331	6,323	3,796,008	5,435,140	1,321	5,433,819	9,237,471	7,644	9,229,827
	計 (㎡) ()	12,915,753	467,600	12,448,153	5,876,462	8,841	5,867,621	18,792,215	476,441	18,315,774
決定価格	木 造 (千円) ()	170,496,741	650,492	169,846,249	8,911,529	11,717	8,899,812	179,408,270	662,209	178,746,061
	木造以外 (千円) ()	143,011,523	25,848	142,985,675	199,183,143	4,727	199,178,416	342,194,666	30,575	342,164,091
	計 (千円) ()	313,508,264	676,340	312,831,924	208,094,672	16,444	208,078,228	521,602,936	692,784	520,910,152
単位 当 た り 価 格	木 造 (円/㎡) (/)	18,708	1,410	19,631	20,193	1,558	20,516	18,777	1,413	19,673
	木造以外 (円/㎡) (/)	37,612	4,088	37,667	36,647	3,578	36,655	37,044	4,000	37,072
	計 (円/㎡) (/)	24,273	1,446	25,131	35,412	1,860	35,462	27,756	1,454	28,441



19. 令和6年度 償却資産に関する調

納税義務者数		個人413人	法人2,533人	計2,946人
区 分	種 類	決定価格	課税標準額	課 税 標 準
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(A)
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	千円 36,871,632	千円 36,700,213	千円 136,393
	機 械 及 び 装 置	124,246,852	117,414,864	3,023,828
	船 舶	1,829,496	1,083,094	709,042
	航 空 機	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	1,038,257	1,038,257	0
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	26,566,241	26,549,800	9,839
	小 計 (B)	190,552,478	182,786,228	3,879,102
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	72,698,123	69,439,408	
	県知事等が価格等を決定し配分したもの	0	0	
	小 計 (C)	72,698,123	69,439,408	
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの (D)		0	0	
合 計 (B)+(C)+(D)		263,250,601	252,225,636	
同 上 内 訳	下 関 市 分 の 額		252,225,636	
	山 口 県 分 の 額		0	

20. 市長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条若しくは旧法附則

区分	条・項及び 特例率	法 第 3 4								
		第 2 項				第 4 項				
		$\frac{1}{3}$		$\frac{2}{3}$		$\frac{1}{4}$				
決 定 価 格（ 千 円 ）		7,104,389				614,789		74,721		
課税標準額（千円）		2,368,130				409,859		18,680		
区分	条・項及び 特例率	法 附 則 第 1 5 条								
		第 2 項				第 2 5 項	第 4 4 項	賃上げ目標あり	旧第3項	
		わがまち特例								
		$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$
決 定 価 格（ 千 円 ）		126,737	28,780	5,052	18,772	51,812	606	174,063	156,798	8,315
課税標準額（千円）		21,123	9,593	2,526	12,514	17,271	303	87,031	52,266	2,772

額 の 内 訳	摘 要
(A)以外のもの	
千円	
36,563,820	
114,391,036	
374,052	
0	
1,038,257	
26,539,961	
178,907,126	

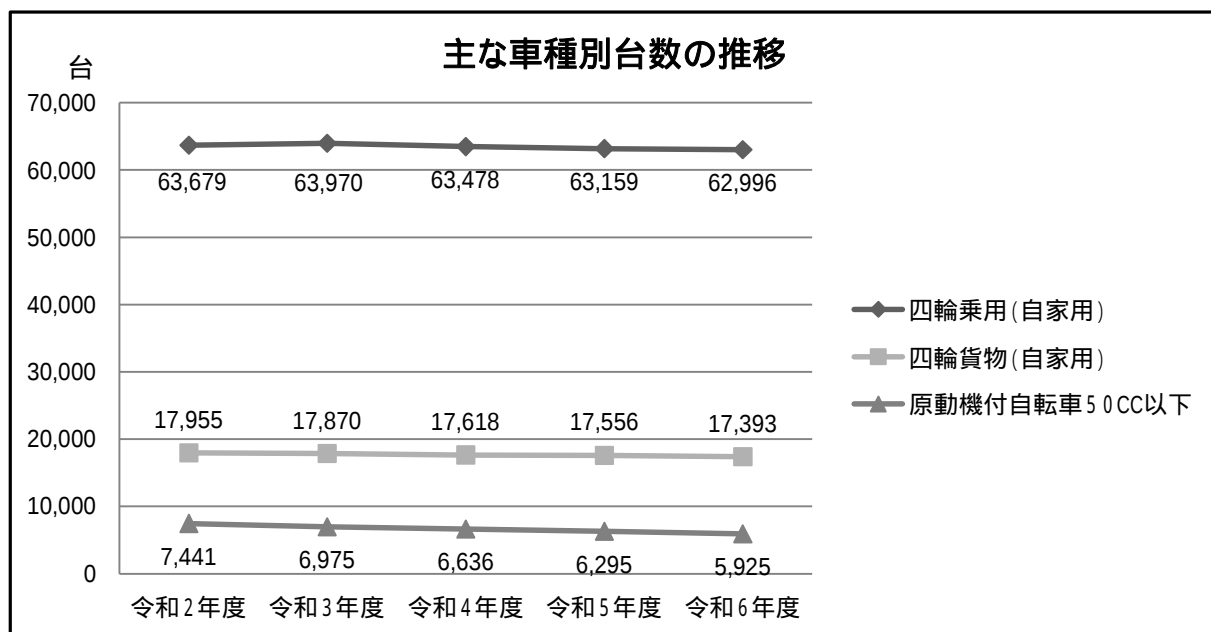
第 6 4 条(固定資産税等の課税標準の特例)の規定の適用を受けるものに関する調

9条の3					
第5項		第9項		第23項	
$\frac{1}{2}$		$\frac{1}{2}$		$\frac{3}{5}$	
1,380,723		333,805		11,512	
690,362		166,902		6,907	
				令和3年地方税法等改正法附則第13条第1項(旧法附則第64条)	合計
旧第7項		旧第32項	旧第41項		
$\frac{2}{3}$	$\frac{5}{6}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	
748	33	24,673	188,320	1,340,704	11,645,352
499	28	12,336	0	0	3,879,102

2 1 . 軽自動車税（種別割）に関する調

（当初課税台数及び調定額）

		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		台数	税額	台数	税額	台数	税額
原 動 機 付 自 転 車	5 0 CC 以 下	6,636	13,272,000	6,295	12,590,000	5,925	11,850,000
特 定 小 型		-	-	-	-	9	18,000
原 動 機 付 自 転 車	9 0 CC 以 下	589	1,178,000	578	1,156,000	542	1,084,000
原 動 機 付 自 転 車	1 2 5 CC 以 下	2,112	5,068,800	2,172	5,212,800	2,278	5,467,200
軽 自 動 車 二 輪		2,181	7,851,600	2,268	8,164,800	2,329	8,384,400
軽 自 動 車 三 輪		1	4,600	1	4,600	1	4,600
ミ ニ 力 ー		117	432,900	122	451,400	132	488,400
四 輪 乗 用	営 業 用	3	22,000	4	27,500	12	86,500
	自 家 用	63,478	625,055,100	63,159	635,553,000	62,996	647,178,300
四 輪 貨 物	営 業 用	486	1,778,600	504	1,826,600	501	1,877,300
	自 家 用	17,618	88,617,000	17,556	89,352,600	17,393	89,491,300
特 殊 自 動 車	農 耕 作 業 用	3,608	8,659,200	3,561	8,546,400	3,545	8,508,000
二 輪 の 小 型 自 動 車		2,910	17,460,000	2,996	17,976,000	2,955	17,730,000
小 型 特 殊 自 動 車		349	2,059,100	366	2,159,400	370	2,183,000
計		100,088	771,458,900	99,582	783,021,100	98,988	794,351,000



2 2 . 市たばこ税に関する調

年 度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
項 目				
本 数	従量割（1,000本につき）			
	令和 2 年10月から 6,122円	本	本	本
	令和 3 年10月から 6,552円	283,360,406	283,293,323	283,827,834
	手持品課税	本	本	本
	令和 3 年10月1日 430円	15,136,116	0	0
調 定 額		円 1,695,902,704	円 1,856,137,813	円 1,859,639,925

2 3 . 入湯税に関する調

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	施設数	入湯客数	施設数	入湯客数	施設数	入湯客数
旧 下 関	6	人 104,132	6	人 125,039	7	人 137,569
旧 菊 川	1	10,191	1	11,871	1	12,808
旧 豊 田	3	115,766	3	137,976	4	162,496
旧 豊 浦	8	57,976	8	68,024	8	67,527
旧 豊 北	2	27,111	2	41,591	2	51,166
計	20	315,176	20	384,501	22	431,566
調 定 額	円 26,525,100		円 34,901,950		円 38,636,800	

【入湯客 1 人につき 1 5 0 円(宿泊) , 5 0 円(日帰り)】

24. 還付に関する調

税 目 別		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市 県 民 税	現	件 6,300	円 46,791,153	件 6,277	円 95,517,505	件 6,568	円 49,441,030
	過	3,868	44,481,619	3,811	41,425,474	3,723	39,275,045
固 定 資 産 税	現	768	12,416,244	843	13,882,522	1,190	20,173,601
都 市 計 画 税	過	710	9,382,232	455	8,378,601	543	11,697,963
法 人 市 民 税	現	313	50,806,600	378	28,491,950	373	47,713,000
	過	470	51,414,300	514	71,192,800	502	78,508,800
軽 自 動 車 税	現	55	435,614	67	513,914	72	521,700
	過	108	673,130	69	566,500	34	271,580
特 別 土 地 保 有 地 税	現	0	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0	0
市 た ば こ 税	現	1	6,623	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0	0
入 湯 税	現	0	0	1	11,100	4	30,050
	過	0	0	0	0	0	0
還 付 加 算 金	過	578	4,504,000	424	3,514,600	331	3,422,500
督 促 手 数 料	現	425	42,500	392	39,200	353	35,300
	過	266	26,800	150	15,000	107	10,700
延 滞 金	現	24	51,100	23	36,838	15	29,900
	過	23	34,600	23	158,900	22	52,600
特 例 還 付 金	過	0	0	0	0	0	0
合 計	現	7,886	110,549,834	7,981	138,493,029	8,575	117,944,581
	過	6,023	110,516,681	5,446	125,251,875	5,262	133,239,188
	計	13,909	221,066,515	13,427	263,744,904	13,837	251,183,769

口座振替・コンビニ収納・e L T A X 収納

1. 口座振替状況調

	区 分	対象 件数 (A)	調定額 (B)	口座加入 件数 (C)	口座振替税額 (D)	振替率	
						件数 (C / A)	金額 (D / B)
令和 3 年 度		件	円	件	円	%	%
	市 民 税 (普通徴収)	31,494	2,018,786,259	23,805	606,643,433	75.6	30.0
	固定資産税 都市計画税	112,964	15,063,177,597	67,450	5,413,020,200	59.7	35.9
	軽自動車税	100,360	747,141,700	16,739	67,481,900	16.7	9.0
	計	244,818	17,829,105,556	107,994	6,087,145,533	44.1	34.1
令和 4 年 度		件	円	件	円	%	%
	市 民 税 (普通徴収)	32,868	2,150,573,000	7,413	597,133,606	22.6%	27.8%
	固定資産税 都市計画税	104,868	15,782,417,078	47,364	5,669,119,231	45.2%	35.9%
	軽自動車税 (種別割)	93,018	766,123,200	6,815	67,936,200	7.3%	8.9%
	計	230,754	18,699,113,278	61,592	6,334,189,037	26.7%	33.9%
令和 5 年 度		件	円	件	円	%	%
	市 民 税 (普通徴収)	32,571	2,170,572,100	7,214	581,425,305	22.1%	26.8%
	固定資産税 都市計画税	104,545	16,094,848,100	46,448	6,076,809,853	44.4%	37.8%
	軽自動車税 (種別割)	72,263	780,833,400	6,526	67,416,300	9.0%	8.6%
	計	209,379	19,046,253,600	60,188	6,725,651,458	28.7%	35.3%

2. コンビニ（スマホ決済を含む）収納状況調

・税目別

税目	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数	収納額	件数	収納額	件数	収納額
市県民税		件 41,356	円 909,148,113	件 43,097	円 980,777,819	件 45,925	円 1,070,675,716
法人市民税		72	1,624,900	55	1,130,383	70	1,668,300
固定資産税・都市計画税		51,704	1,284,000,954	57,416	1,493,864,053	57,507	1,498,048,017
軽自動車税		45,127	349,276,727	45,945	369,541,595	46,075	376,780,671
合計		138,259	2,544,050,694	146,513	2,845,313,850	149,577	2,947,172,704

・種類別

種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数	収納額	件数	収納額	件数	収納額
コンビニ収納		件 127,257	円 2,276,712,814	件 151,617	円 2,512,394,235	件 160,983	円 2,737,497,897
スマホ決済		11,002	267,337,880	15,786	345,231,968	9,876	222,394,974
合計		138,259	2,544,050,694	167,403	2,857,626,203	170,859	2,959,892,871

督促料及び延滞金を含む

3. e L T A X 収納状況調

税目	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数	収納額	件数	収納額	件数	収納額
市県民税（普通徴収）		件 -	円 -	件 -	円 -	件 2,485	円 101,878,795
市県民税（特別徴収）		5,414	865,009,450	7,943	1,437,024,900	10,726	1,988,028,651
法人市民税		728	387,572,500	1,073	744,080,000	1,416	811,835,300
固定資産税・都市計画税		-	-	-	-	47,620	7,069,505,226
軽自動車税		-	-	-	-	31,235	247,448,049
合計		6,142	1,252,581,950	9,016	2,181,104,900	93,482	10,218,696,021

令和元年10月より地方税共通納税システムの運用が開始

令和5年4月から税目（普徴徴収・固定資産税・軽自動車税）追加

4. 取扱手数料調

区 分	令和3年度		令和4年度		対 前年度比 (金額)	令和5年度		対 前年度比 (金額)
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	
口座振替	件 189,497	円 2,058,383	件 184,841	円 2,007,568	97.5%	件 185,589	円 2,016,165	100.4%
(うち、ゆうちょ銀行)	26,084	260,840	25,683	256,830	98.5%	25,314	253,140	98.6%
コンビニ・スマホ決済	138,676	8,608,436	148,103	9,189,141	106.7%	151,283	9,385,027	102.1%
e L T A X	5,967	56,720	8,802	84,488	149.0%	91,689	3,101,796	3671.3%
合 計	334,140	10,723,539	341,746	11,281,197	105.2%	428,561	14,502,988	128.6%

1件あたり取扱手数料

○口座振替...10円(税抜) ゆうちょ銀行...10円

○コンビニ・スマホ決済...56円(税抜) 年間基本料66,000円

○e L T A X

・金融機関（ゆうちょ銀行除く）...33円(税抜) ・ゆうちょ銀行...33円(税込) ・A P I...50円(税抜)

徴 収

1 . 令和 5 年度 督促状況調

税目 / 区分		期 別	調 定		納期内納付		督促状発付	
			件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
市 民 税 （ 個 人 ）	普 通 徴 収	1	件 26,268	円 496,064,773	件 22,818	円 441,106,965	件 3,450	円 54,957,808
		2	23,131	492,553,720	19,472	431,062,301	3,659	61,491,419
		3	22,922	509,307,100	19,163	434,223,075	3,759	75,084,025
		4	24,396	576,643,874	20,314	488,190,694	4,082	88,453,180
		随時	2,513	96,002,633	1,986	59,813,579	527	36,189,054
		小計	99,230	2,170,572,100	83,753	1,854,396,614	15,477	316,175,486
	特 別 徴 収	10,135	9,210,705,484	5,369	9,128,784,534	4,766	81,920,950	
	計	109,365	11,381,277,584	89,122	10,983,181,148	20,243	398,096,436	
法 人 市 民 税			9,148	2,697,017,400	8,839	2,668,903,200	309	28,114,200
固 定 資 産 税		1	113,056	4,153,323,085	104,580	3,966,030,552	8,476	187,292,533
		2	113,111	3,971,487,530	105,861	3,807,689,321	7,250	163,798,209
都 市 計 画 税		3	113,148	3,978,838,685	106,452	3,831,324,301	6,696	147,514,384
（ 土 地 ・ 家 屋 ）		4	112,887	3,981,253,800	106,658	3,842,706,882	6,229	138,546,918
固 定 資 産 税		随時	205	9,945,000	172	8,354,600	33	1,590,400
（ 償 却 ）		計	452,407	16,094,848,100	423,723	15,456,105,656	28,684	638,742,444
軽自動車税（ 種別割 ）			99,425	780,833,400	90,418	707,286,650	9,007	73,546,750
市 た ば こ 税			110	1,859,639,925	110	1,859,639,925	0	0
入 湯 税			236	38,636,800	224	38,517,850	12	118,950
合 計			670,691	32,852,253,209	612,436	31,713,634,429	58,255	1,138,618,780
市民税（個人）：年金特別徴収対象分を除く。					納期内納付率 （現年分）	96.5%		

２．不納欠損処分状況調

			法第 1 5 条の 7 第 4 項 （ 執行停止 3 年間継続 ）		法第 1 5 条の 7 第 5 項 （ 執行停止即時欠損 ）		法第 1 8 条第 1 項 （ 5 年経過 ）	
			人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
1 市 民 税			人 187	円 11,741,344	人 120	円 8,066,057	人 228	円 8,282,709
個 人	現年課税分				20	647,802		
	滞納繰越分	185	11,591,344	90	5,133,608	222	7,326,861	
法 人	現年課税分			0	0			
	滞納繰越分	2	150,000	10	2,284,647	6	955,848	
2 固 定 資 産 税			76	12,769,428	153	13,855,836	181	3,635,998
土 地・家 屋	現年課税分			31	3,287,274			
	滞納繰越分	75	9,446,538	122	7,077,700	180	2,562,305	
償 却 資 産	現年課税分			(31)	1,075,028			
	滞納繰越分	1+(75)	3,322,890	(122)	2,415,834	1+(180)	1,073,693	
3 軽 自 動 車 税			78	1,594,328	66	615,618	260	2,415,381
	現年課税分			27	216,700			
	滞納繰越分	78	1,594,328	39	398,918	260	2,415,381	
4 特 別 土 地 保 有 税			0	0	1	6,598,059	0	0
	現年課税分			0	0			
	滞納繰越分	0	0	1	6,598,059	0	0	
5 入 湯 税			0	0	0	0	0	0
	現年課税分			0	0			
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	
6 都 市 計 画 税			(75)	1,307,686	(153)	1,416,668	(180)	354,700
	現年課税分			(31)	436,900			
	滞納繰越分	(75)	1,307,686	(122)	979,768	(180)	354,700	
7 た ば こ 税			0	0	1	36,732	0	0
	現年課税分			0	0			
	滞納繰越分	0	0	1	36,732	0	0	
市 税 合 計			341	27,412,786	341	30,588,970	669	14,688,788
	現年課税分計			78	5,663,704			
	滞納繰越分計	341	27,412,786	263	24,925,266	669	14,688,788	
8 不 申 告 加 算 金			0	0	1	540,200	0	0
	現年課税分			0	0			
	滞納繰越分	0	0	1	540,200	0	0	

固定資産税（償却資産）及び都市計画税の（ ）の数値は固定資産税（土地・家屋分）と重複するため合計では控除した。

人員は、原則として賦課年度及び税目ごとの納税義務者件数である。

令和5年度 合 計		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
人	円	人	円	人	円	人	円
535	28,090,110	401	26,274,078	603	52,439,519	557	27,585,742
20	647,802	1	71,380	1	24,174	1	50,872
497	24,051,813	390	24,510,013	550	47,427,747	507	22,825,960
0	0	1	10,800	3	1,126,800	1	25,000
18	3,390,495	9	1,681,885	49	3,860,798	48	4,683,910
410	30,261,262	313	30,127,022	532	36,998,140	782	46,052,784
31	3,287,274	3	4,573,679	21	5,238,364	20	3,394,788
377	19,086,543	309	20,596,455	507	27,051,425	759	39,657,797
(31)	1,075,028	3	1,453,085	21	1,628,655	(20)	1,039,612
2+(377)	6,812,417	4+(74)	3,503,803	4+(74)	3,079,696	3+(212)	1,960,587
404	4,625,327	257	5,760,449	611	4,857,588	514	3,544,977
27	216,700	4	39,000	6	54,600	4	24,000
377	4,408,627	253	5,721,449	605	4,802,988	510	3,520,977
1	6,598,059	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
1	6,598,059	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	4	310,380	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	4	310,380	0	0
(408)	3,079,054	(312)	3,073,287	(528)	3,872,759	(779)	5,218,152
(31)	436,900	(3)	610,336	(21)	700,381	(20)	452,301
(377)	2,642,154	(309)	2,462,951	(507)	3,172,378	(759)	4,765,851
1	36,732	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
1	36,732	0	0	0	0	0	0
1,351	72,690,544	970	65,234,836	1,750	98,478,386	1,853	82,401,655
78	5,663,704	9	6,758,280	31	8,772,974	26	4,986,573
1,273	67,026,840	961	58,476,556	1,719	89,705,412	1,827	77,415,082
1	540,200	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
1	540,200	0	0	0	0	0	0

3. 令和5年度 滞納処分執行停止額内認識

適用 条項	区分	法第15条の7第1項 第1号(無財産)		法第15条の7第1項 第2号(生活困窮)		法第15条の7第1項 第3号(所在不明)		合 計	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
市 民 税	現年・滞繰	1,006	18,667,612	89	1,076,151	47	2,942,099	1,142	22,685,862
個 人		984	16,382,965	89	1,076,151	47	2,942,099	1,120	20,401,215
	現年課税分	65	1,040,163	46	601,380	3	31,570	114	1,673,113
	滞納繰越分	919	15,342,802	43	474,771	44	2,910,529	1,006	18,728,102
法 人		22	2,284,647					22	2,284,647
	現年課税分	0	0					0	0
	滞納繰越分	22	2,284,647					22	2,284,647
固定資産税		1,284	18,013,270	43	173,943	12	81,876	1,339	18,269,089
	現年課税分	183	5,215,728	9	31,268	4	17,683	196	5,264,679
	滞納繰越分	1,101	12,797,542	34	142,675	8	64,193	1,143	13,004,410
軽自動車税		232	1,635,029	28	264,800	42	195,169	302	2,094,998
	現年課税分	74	498,420	10	94,200	8	32,869	92	625,489
	滞納繰越分	158	1,136,609	18	170,600	34	162,300	210	1,469,509
特別土地保有税		0	0	0	0	0	0	0	0
	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	14	6,634,791	0	0	0	0	14	6,634,791
入 湯 税		0	0	0	0	0	0	0	0
	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税		(1,284)	1,843,128	(43)	17,857	(12)	8,398	(1,339)	1,869,383
	現年課税分	(183)	522,374	(9)	3,132	(4)	1,772	(196)	527,278
	滞納繰越分	(1,101)	1,320,754	(34)	14,725	(8)	6,626	(1,143)	1,342,105
合 計		2,522	40,159,039	160	1,532,751	101	3,227,542	2,783	44,919,332
	現年課税分	322	7,276,685	65	729,980	15	83,894	402	8,090,559
	滞納繰越分	2,200	32,882,354	95	802,771	86	3,143,648	2,381	36,828,773

件数は、期別に1件として計上し、本税額0円(延滞金のみ)も1件とする。 税額は即時欠損額を含む。
都市計画税の件数は、固定資産税と重複する。

4. 滞納処分執行停止状況調

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件	円	件	円	件	円
法第15条の7第1項 第1号(無財産)	2,123	46,068,999	1,672	29,189,780	2,522	40,159,039
法第15条の7第1項 第2号(生活困窮)	483	4,631,417	436	2,903,430	160	1,532,751
法第15条の7第1項 第3号(所在不明)	32	787,485	0	0	101	3,227,542
合 計	2,638	51,487,901	2,108	32,093,210	2,783	44,919,332

件数は、期別に1件として計上し、本税額0円(延滞金のみ)も1件とする。
税額は即時欠損額を含む。

5. 差押・交付要求執行状況調

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
債権		件 2,351	件 1,941	件 1,514
	給与等	63	45	86
	預貯金	2,069	1,714	1,259
	保険	110	79	81
	所得税還付金	28	48	41
	売掛金等	81	55	47
不動産		9	26	27
自動車		1	2	10
動産		0	17	25
計		2,361	1,986	1,576
交付要求		36	91	84

差押件数・・・参加差押え、二重差押えを含む。

6. 搜索執行状況調

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
搜索回数		2回	1回	30回
差押物件数		1件	17件	5件
	自動車	0件	0件	2件
	不動産	1件	17件	20件
		物件の内訳	軽自動車・バイク	3件
			電化製品	7件
			備品・什器	10件
			その他	0件

自動車の件数は、搜索の執行により占有を行った件数とする。

7. 公売等（随意契約含む）執行状況調

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
不動産	公売等回数	1回	1回	1回
	対象物件数	1件	1件	1件
	売却決定件数	0件	0件	0件
	売却決定価額	0円	0円	0円
自動車	公売等回数	0回	0回	0回
	対象物件数	0件	0件	0件
	売却決定件数	0件	0件	0件
	売却決定価額	0円	0円	0円
動産	公売等回数	0回	1回	0回
	対象物件数	0件	4件	0件
	売却決定件数	0件	4件	0件
	売却決定価額	0円	46,900円	0円
対象物件数計		1件	5件	1件
売却決定件数計		0件	4件	0件
売却決定価額計		0円	46,900円	0円

上記各表「動産」には軽自動車を含むものとする。

8 . 令和 5 年度 差押処理状況調

税目 差押 区分		市 県 民 税 (普 通 徴 収)		市 県 民 税 (特 別 徴 収)		法 人 市 民 税		固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
不 動 産	調定額	件 150	円 30,219,252	件 64	円 244,400	件 8	円 472,700	件 700	円 28,103,582
	収入額	69	9,296,623	5	9,000	1	50,000	298	10,453,151
	残	88	20,922,629	59	235,400	7	422,700	409	17,650,431
債 権	調定額	3,032	136,207,638	594	28,620,437	67	5,879,526	3,029	91,700,153
	収入額	2,318	83,298,670	383	16,836,781	46	3,589,375	2,281	57,584,316
	残	920	52,908,968	216	11,783,656	24	2,290,151	813	34,115,837
そ の 他	調定額	108	9,508,766	41	840,054	4	280,000	94	2,943,753
	収入額	47	2,608,653	7	145,500	2	97,200	43	930,100
	残	67	6,900,113	35	694,554	3	182,800	48	2,013,653
合 計	調定額	3,290	175,935,656	699	29,704,891	79	6,632,226	3,823	122,747,488
	収入額	2,434	95,203,946	395	16,991,281	49	3,736,575	2,622	68,967,567
	残	1,075	80,731,710	310	12,713,610	34	2,895,651	1,270	53,779,921

その他・・・自動車、動産
件数は納税通知書番号・税目・年度別に、1件として計上する。

軽自動車税 (種別割)		特別土地 保有税		計	
件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
件	円	件	円	件	円
79	506,400	0	0	1,001	59,546,334
36	206,700	0	0	409	20,015,474
43	299,700	0	0	606	39,530,860
778	5,711,862	0	0	7,500	268,119,616
592	4,260,781	0	0	5,620	165,569,923
197	1,451,081	0	0	2,170	102,549,693
24	148,319	0	0	271	13,720,892
13	58,393	0	0	112	3,839,846
11	89,926	0	0	164	9,881,046
881	6,366,581	0	0	8,772	341,386,842
641	4,525,874	0	0	6,141	189,425,243
251	1,840,707	0	0	2,940	151,961,599

9. 下関市市税コールセンター

- (1) 目的 滞納市税の回収業務についてノウハウを有する電話オペレーターにより、早期に自主納税等の呼びかけを行い、滞納市税の早期回収と累積滞納の未然防止を図る。
- (2) 対象者 現年度のみ未納の滞納者
- (3) 対象税目 税目：市県民税（普通徴収、特別徴収）、
固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割
- (4) 実施場所 下関市役所本庁舎内（下関市南部町1番1号）
- (5) 開始時期 平成21年12月1日
- (6) 人員 電話オペレーター5名（管理者兼務2名）
- (7) 業務実施日時 平日（昼間）： 9時00分から17時00分
平日（夜間）： 12時00分から19時00分
（月8日以内）
休日 ： 9時00分から12時00分
（月2日以内）

(8) 実績

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
区分					
総架受電件数		件 14,290	件 11,324	件 11,301	
	うち約束件数	2,241	1,793	1,864	伝言依頼分含む
	うち納付書発行件数	733	706	891	

そ の 他

１．証明・閲覧等状況調

区分 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
納税証明	有料	7,435 件	9,156 件	7,030 件
	免除	12,191	10,668	4,060
評価 公課 証明 資産	有料	5,896	6,342	7,209
	免除	59	59	63
その他証明	有料	31,820	31,061	28,614
	免除	671	695	642
複写	有料	10,563	10,456	10,734
所在証明	有料	131	144	146
閲覧	有料	243	56	3
計	有料	56,088	57,215	53,736
	免除	12,921	11,422	4,765
手数料		14,663,840 円	15,023,180 円	13,912,360 円

2 . 税務職員の待遇状況

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号。以下「給与条例」という。）第18条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

2 特殊勤務手当（以下「手当」という。）は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

（手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額）

第2条 手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表のとおりとする。

別表

手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額
税務事務 従事手当	市税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員	月額6,000円以内 で規則で定める額

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第60号。以下「特勤条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（税務事務従事手当）

第2条 税務事務従事手当の規則で定める額は、次のとおりとする。

（1） 納税課に勤務し、日常的に市税の滞納処分事務及び督促徴収事務に従事する職員
月額6,000円

（2） 納税課、市民税課、資産税課又は総合支所の市民生活課に勤務し、日常的に市税の徴収又は賦課に関する事務に従事する職員（前号の職員を除く。）
月額3,000円

資 料



。 税 率 の 変 遷

年度		令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
税目			
市 民 税	個人均等割	3,500円	同 左
	個人所得割	一律 6 %	同 左
	法人均等割	・ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないものの以外 のものの ・ 人格のない社団等 ・ 一般社団法人及び一般財団法人 ・ 相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの 50,000円 ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの 120,000円 ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの 130,000円 ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの 150,000円 ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの 160,000円 ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの 400,000円 ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの 410,000円 ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの 1,750,000円 ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000円	同 左
	法人税割	8 . 4 % (令和元年 9 月 3 0 日以前に開始した事業年度分 1 2 . 1 %)	同 左

令和4年度	令和5年度	令和6年度
同左	同左	3,000円
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左

年度 税目	令和2年度	令和3年度
固定資産税	1.4%	同 左
軽自動車税 (種別割)	・原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く) (通称ミカ-)20cc超 3,700円 ・軽自動車 2輪のもの(側車つきのものを含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの - 乗用のもの営業用 6,900円 - 自家用 10,800円 - 貨物のもの営業用 3,800円 - 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 - 農耕作業用 2,400円 - その他(リフト等) 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円	・原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く) (通称ミカ-)20cc超 3,700円 ・軽自動車 2輪のもの(側車つきのものを含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの - 乗用のもの営業用 6,900円 - 自家用 10,800円 - 貨物のもの営業用 3,800円 - 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 - 農耕作業用 2,400円 - その他(リフト等) 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円
	平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 2,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 " 自家用 5,400円 貨物営業用 1,900円 " 自家用 2,500円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 3,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円 " 自家用 8,100円 貨物営業用 2,900円 " 自家用 3,800円	平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 2,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 " 自家用 5,400円 貨物営業用 1,900円 " 自家用 2,500円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 3,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円 " 自家用 8,100円 貨物営業用 2,900円 " 自家用 3,800円

令和4年度	令和5年度	令和6年度
同左	同左	同左
・原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ）20cc超 3,700円 ・軽自動車 2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円 平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNO_x10%低減）に該当するもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 2,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 3,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円	・原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ）20cc超 3,700円 ・軽自動車 2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円 平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNO_x10%低減）に該当するもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 2,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 3,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円	・原動機付自転車 50cc(0.6kW)以下 2,000円 90cc(0.8kW)以下 2,000円 125cc(1.0kW)以下 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ）20cc超 3,700円 ・軽自動車 2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円 平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNO_x10%低減）に該当するもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 2,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 3,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円

年度 税目	令和2年度	令和3年度																																				
軽自動車税 (環境性能割)	軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)	軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)																																				
	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ R2年度燃費基準+10%達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ R2年度燃費基準達成車</td><td>非課税</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車</td><td>1.0%</td><td>2.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>1.0%</td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ R2年度燃費基準+10%達成車	(イ)かつ R2年度燃費基準達成車	非課税	1.0%	(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	1.0%	2.0%	上記以外	1.0%	2.0%	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td><td>非課税 (1.0% (ウ))</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td><td>1.0% (2.0% (ウ))</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車	(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%	(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%	上記以外		2.0%
	区分		税率																																			
		自家用	営業用																																			
	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																			
	(イ)かつ R2年度燃費基準+10%達成車																																					
	(イ)かつ R2年度燃費基準達成車	非課税	1.0%																																			
	(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	1.0%	2.0%																																			
	上記以外	1.0%	2.0%																																			
	区分	税率																																				
自家用		営業用																																				
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																				
(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																						
(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%																																				
(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%																																				
上記以外		2.0%																																				
	(貨物)	(貨物)																																				
	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車	(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%	(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車	(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%	(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%
区分	税率																																					
	自家用	営業用																																				
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																				
(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車																																						
(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%																																				
(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%																																				
上記以外		2.0%																																				
区分	税率																																					
	自家用	営業用																																				
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																				
(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車																																						
(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%																																				
(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%																																				
上記以外		2.0%																																				
	(ア)電気自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車	(ア)電気自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車																																				
市たばこ税	従量割1,000本につき 5,692円 *令和2年10月1日以降 従量割1,000本につき 6,122円	従量割1,000本につき 6,122円 *令和3年10月1日以降 従量割1,000本につき 6,552円																																				
特別土地保有税	課税停止 (保有 1.4%) (取得 3%)	同 左																																				
入湯税	宿泊する者 一人1泊につき 150円 宿泊しない者 一人1日につき 課税免除の要件 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 修学旅行等学校教育上の行事に参加する者 市内に居住する年齢65歳以上の者	同 左																																				
都市計画税	0.2%	同 左																																				

令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																						
軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)	軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用) ()は令和6年1月1日以降	軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)																																																						
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td><td>非課税 (1.0% (ウ))</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td><td>1.0% (2.0% (ウ))</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車	(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%	(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%	上記以外		2.0%	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準75%(80%)達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準60%(70%)達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準55%(60%)達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ R12年度燃費基準75%(80%)達成車	(イ)かつ R12年度燃費基準60%(70%)達成車	1.0%	0.5%	(イ)かつ R12年度燃費基準55%(60%)達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ令和12度燃費基準 80%達成かつR2年度燃費基準達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ令和12度燃費基準 70%達成かつR2年度燃費基準達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつ令和12度燃費基準 60%達成かつR2年度燃費基準達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ令和12度燃費基準 80%達成かつR2年度燃費基準達成車	(イ)かつ令和12度燃費基準 70%達成かつR2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	(イ)かつ令和12度燃費基準 60%達成かつR2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%
区分		税率																																																						
	自家用	営業用																																																						
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																						
(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																								
(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%																																																						
(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%																																																						
上記以外		2.0%																																																						
区分	税率																																																							
	自家用	営業用																																																						
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																						
(イ)かつ R12年度燃費基準75%(80%)達成車																																																								
(イ)かつ R12年度燃費基準60%(70%)達成車	1.0%	0.5%																																																						
(イ)かつ R12年度燃費基準55%(60%)達成車	2.0%	1.0%																																																						
上記以外		2.0%																																																						
区分	税率																																																							
	自家用	営業用																																																						
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																						
(イ)かつ令和12度燃費基準 80%達成かつR2年度燃費基準達成車																																																								
(イ)かつ令和12度燃費基準 70%達成かつR2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%																																																						
(イ)かつ令和12度燃費基準 60%達成かつR2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%																																																						
上記以外		2.0%																																																						
(貨物)	(貨物) ()は令和6年1月1日以降	(貨物)																																																						
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車	(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%	(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつH27年度燃費基準 +25%(R4年度燃費基準105%)達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつH27年度燃費基準 +20%(R4年度燃費基準)達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつH27年度燃費基準 +15%(R4年度燃費基準95%)達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつH27年度燃費基準 +25%(R4年度燃費基準105%)達成車	(イ)かつH27年度燃費基準 +20%(R4年度燃費基準)達成車	1.0%	0.5%	(イ)かつH27年度燃費基準 +15%(R4年度燃費基準95%)達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ令和4度燃費基準 105%達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ令和4度燃費基準達 成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつ令和4度燃費基準 95%達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ令和4度燃費基準 105%達成車	(イ)かつ令和4度燃費基準達 成車	1.0%	0.5%	(イ)かつ令和4度燃費基準 95%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%
区分		税率																																																						
	自家用	営業用																																																						
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																						
(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																								
(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%																																																						
(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%																																																						
上記以外		2.0%																																																						
区分	税率																																																							
	自家用	営業用																																																						
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																						
(イ)かつH27年度燃費基準 +25%(R4年度燃費基準105%)達成車																																																								
(イ)かつH27年度燃費基準 +20%(R4年度燃費基準)達成車	1.0%	0.5%																																																						
(イ)かつH27年度燃費基準 +15%(R4年度燃費基準95%)達成車	2.0%	1.0%																																																						
上記以外		2.0%																																																						
区分	税率																																																							
	自家用	営業用																																																						
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																						
(イ)かつ令和4度燃費基準 105%達成車																																																								
(イ)かつ令和4度燃費基準達 成車	1.0%	0.5%																																																						
(イ)かつ令和4度燃費基準 95%達成車	2.0%	1.0%																																																						
上記以外		2.0%																																																						
(ア)電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出 ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス 車基準10%低減達成車)	(ア)電気軽自動車、燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自 動車(平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量 が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車)	(ア)電気軽自動車、燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自 動車(平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量 が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車)																																																						
(イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準 50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減 達成車	(イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準 50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減 達成車	(イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準 50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減 達成車																																																						
(ウ)令和4年1月1日以降の税率																																																								
従量割1,000本につき 6,552円	同 左	同 左																																																						
同 左	同 左	同 左																																																						
同 左	同 左	同 左																																																						
同 左	同 左	同 左																																																						

。市税一覧表

税目	区分	納税義務者	課税標準及び税率
市 民 税		1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの 3. 市内に事務所又は事業所を有する法人 4. 市内に寮・宿泊所・クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 5. 法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人及び法人で、市内に事務所又は事業所を有するもの	(個人) 所得割 6 % (法人) 法人税割 8 . 4 % (令和元年9月30日までに開始した事業年度分については12 . 1 %) 均等割 3,000円 均等割 ・ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ・ 人格のない社団等 ・ 一般社団法人及び一般財団法人 ・ 相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・ 資本金等 1千万円以下 従業者数 50人以下 ・ 資本金等 1千万円以下 従業者数 50人超 ・ 資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人以下 ・ 資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人超 ・ 資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人以下 ・ 資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人超 ・ 資本金等 10億円超 従業者数 50人以下 ・ 資本金等 10億円超～50億円以下 従業者数 50人超 ・ 資本金等 50億円超 従業者数 50人超 50,000円 120,000円 130,000円 150,000円 160,000円 400,000円 410,000円 1,750,000円 3,000,000円

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
(個人) 個人申告書 3月15日 給与支払報告書、 公的年金等支払報告書 1月31日	(個人) 1月1日	(個人) 普通徴収 特別徴収(給与) 特別徴収(年金)	(個人) 普通徴収 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 特別徴収(給与) 毎月(6月～翌年5月) 12回徴収 徴収の翌月10日 特別徴収(年金) 年金支給月(4・6・8・ 10・12・2月) 6回徴収 徴収の翌月10日
(法人) 法人税申告期限 (延長法人は法人税法定 申告期限と異なる。)		(法人) 申告納付	(法人) 法人税法定申告期限と 同じ

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率												
固 定 資 産 税	土地 家屋 償却資産 の所有者	課税標準額 1. 土 地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に次の負担水準()の調整措置を講じて得た額 () 前年度課税標準額 負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格 (小規模住宅用地は} \times 1/6、\text{一般住宅用地、市街化区域農地は} \times 1/3)}$ 住宅用地：今年度の価格に1/6又は1/3を掛けた額 (本来の課税標準額)と比べて (ア) 前年度課税標準額が の100%以上の場合 本来の課税標準額 (イ) 前年度課税標準額が の100%未満の場合 前年度課税標準額 + $\times 5\%$ (ただし、上記(イ)により計算した額が、 の100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) 非住宅用地：今年度の価格 と比べて (ア) 前年度課税標準額が の60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き (イ) 前年度課税標準額が の60%未満の場合 前年度課税標準額 + $\times 5\%$ (ただし、上記(イ)により計算した額が、 の60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) 負担水準が0.7を超える非住宅用地の課税標準額は今年度の価格 $\times 0.7$ (一般農地及び市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額 または今年度の価格 (市街化区域農地は今年度の価格に1/3を掛けた額) のいずれか低い額 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>負 担 水 準</th><th>負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農 地</td><td>0.9以上</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満</td><td>1.10</td></tr> </tbody> </table> (山林・その他の土地) 今年度の価格 = 今年度の課税標準額 または 前年度課税標準額 + $\times 5\%$ のいずれか低い額 2. 家 屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 3. 償却資産 賦課期日における価格 税 率 1 . 4 %	区 分	負 担 水 準	負担調整率	農 地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区 分	負 担 水 準	負担調整率												
農 地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
住宅用地に関する申告 1月31日	1月1日	普通徴収	第1期 4月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 12月1日～同月26日 第4期 翌年2月1日～同月末日
新築住宅に対する減額申告 1月31日 償却資産 1月31日			

税目	区分	納税義務者	課税標準及び税率
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車	の所有者	原動機付自転車 総排気量（又は定格出力） 0.05リットル（0.6㏩）以下のもの 2,000円 0.05リットル（0.6㏩）を超え、0.09リットル（0.8㏩）以下のもの 2,000円 0.09リットル（0.8㏩）を超えるもの 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） (通称ミカ)0.02リットル（0.25㏩）を超えるもの 3,700円 軽自動車 2輪のもの（側車付のものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用営業用 6,900円 " 自家用 10,800円 貨物営業用 3,800円 " 自家用 5,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他のもの 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNO_x10%低減）に該当するもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
取得申告 納税義務が発生した日から15日以内 廃車申告 納税義務が消滅した日から30日以内 変更申告 変更事由の生じた日から15日以内	4月1日	普通徴収	5月1日～同月31日

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率																																								
軽自動車税 (種別割)		3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車()かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 2,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車()かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 3,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円																																								
軽自動車税 (環境性能割)	三輪以上の軽自動車の取得者	軽自動車税(環境性能割)の税率 (乗用) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr> <tr> <th>自家用</th><th>営業用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(イ)かつR12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>(イ)かつR12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>(イ)かつR12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr> </tbody> </table> (貨物) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr> <tr> <th>自家用</th><th>営業用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(イ)かつR4年度燃費基準105%達成車</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>(イ)かつR4年度燃費基準達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>(イ)かつR4年度燃費基準95%達成車</td><td></td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>2.0%</td><td>2.0%</td></tr> </tbody> </table> (ア)電気軽自動車・燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)			(イ)かつR12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税	(イ)かつR12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	(イ)かつR12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)			(イ)かつR4年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税	(イ)かつR4年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	(イ)かつR4年度燃費基準95%達成車		1.0%	上記以外	2.0%	2.0%
区分	税率																																									
	自家用	営業用																																								
電気軽自動車等(ア)																																										
(イ)かつR12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税																																								
(イ)かつR12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%																																								
(イ)かつR12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%																																								
上記以外		2.0%																																								
区分	税率																																									
	自家用	営業用																																								
電気軽自動車等(ア)																																										
(イ)かつR4年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税																																								
(イ)かつR4年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%																																								
(イ)かつR4年度燃費基準95%達成車		1.0%																																								
上記以外	2.0%	2.0%																																								
市たばこ税	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	・従量割 旧3級品以外 令和2年10月1日以降 1,000本につき6,122円 令和3年10月1日以降 1,000本につき6,552円 旧3級品 令和2年10月1日以降 1,000本につき6,122円 令和3年10月1日以降 1,000本につき6,552円																																								

申 告 期 限	賦 課 期 日	徴 収 方 法	納 期
	4 月 1 日	普通徴収	5 月 1 日 ~ 同 月 3 1 日
車両番号の指定の時		申告納付	車両番号の指定の時
翌月末日		申告納付	翌月末日

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率												
特 別 土 地 保 有 税	平成14年度以前の納税義務者で、税額の徴収を猶予している者	平成15年度以降、新規課税停止												
入 湯 税	鉱泉浴場における入湯客	宿泊する者 1人1泊 150円 宿泊しない者 1人1日 50円												
都 市 計 画 税	市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者	課税標準額 １．土 地 （住宅用地、非住宅用地） 前年度の課税標準額に負担水準()の調整措置を講じて得た額 $() \quad \text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格（小規模住宅用地は}\times\frac{1}{3}\text{、一般住宅用地，市街化区域農地は}\times\frac{2}{3}\text{）}}$ 住宅用地：今年度の価格に1/3又は2/3を掛けた額（本来の課税標準額 ）と比べて （ア）前年度課税標準額が の100％以上の場合 本来の課税標準額 （イ）前年度課税標準額が の100％未満の場合 $\text{前年度課税標準額} + \times 5\%$ （ただし、上記（イ）により計算した額が、 の100％を上回る場合は100％、20％を下回る場合は20％が今年度の課税標準額） 非住宅用地：今年度の価格 と比べて （ア）前年度課税標準額が の60％以上70％以下の場合 前年度課税標準額を据え置き （イ）前年度課税標準額が の60％未満の場合 $\text{前年度課税標準額} + \times 5\%$ （ただし、上記（イ）により計算した額が、 の60％を上回る場合は60％、20％を下回る場合は20％が今年度の課税標準額） 前年度課税標準額が の70％を超える場合は、 の70％が今年度の課税標準額 （市街化区域農地） 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額または今年度の価格に1/3を掛けた額のいずれか低い額 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">負 担 水 準</th><th style="text-align: center;">負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">農 地</td><td style="text-align: center;">0.9以上</td><td style="text-align: center;">1.025</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.8以上0.9未満</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.7以上0.8未満</td><td style="text-align: center;">1.075</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.7未満</td><td style="text-align: center;">1.10</td></tr> </tbody> </table> （山林・その他の土地） 今年度の価格＝ または $\text{前年度課税標準額} + \times 5\%$ のいずれか低い額 令和３年度は、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く。 ２．家 屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 税 率 ０．２％	区 分	負 担 水 準	負担調整率	農 地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区 分	負 担 水 準	負担調整率												
農 地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
翌月15日		特別徴収	翌月15日
	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ

○延滞金・還付加算金の割合（利率）等の変遷について

延滞金の割合について

適用期間	延滞金の割合（ ）内は納期限の翌日から 1 か月間の割合
平成 11 年 12 月 31 日以前	年 14.6% （ 7.3% ）
平成 12 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	年 14.6% （ 特例基準割合 ）
平成 26 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	特例基準割合 に年 7.3%割合を加算した割合 （ 特例基準割合 に年 1 %の割合を加算した割合。ただし、その割合が年 7.3%を超える場合は年 7.3%の割合とする。）
令和 3 年 1 月 1 日以後	延滞金特例基準割合に年 7.3%割合を加算した割合 （ 延滞金特例基準割合に年 1 %の割合を加算した割合。ただし、その割合が年 7.3%を超える場合は年 7.3%の割合とする。）

還付加算金の割合について

適用期間	還付加算金の割合
平成 11 年 12 月 31 日以前	年 7.3%
平成 12 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	特例基準割合 。ただし、その割合が年 7.3%を超える場合は年 7.3%の割合とする。
平成 26 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	特例基準割合 。ただし、その割合が年 7.3%を超える場合は年 7.3%の割合とする。
令和 3 年 1 月 1 日以後	還付加算金特例基準割合

特例基準割合等について

適用期間	名称	定 義
平成 12 年 1 月 1 日 ～ 平成 25 年 12 月 31 日	特例基準割合	各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合
平成 26 年 1 月 1 日 ～ 令和 2 年 12 月 31 日	特例基準割合	各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除した割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合
令和 3 年 1 月 1 日 以後	延滞金特例基準割合	平均貸付割合（各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除した割合として各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合）に年 1%の割合を加算した割合
	還付加算金特例基準割合	平均貸付割合に年 0.5%の割合を加算した割合

延滞金・還付加算金の割合の推移について

適用期間	延滞金		還付加算金
	納期限の翌日から 1月を経過する日まで	納期限の翌日から 1月を経過した日以後	
平成 11 年 12 月 31 日以前	7 . 3 %	1 4 . 6 %	7 . 3 %
平成 12 年 1 月 1 日～平成 13 年 12 月 31 日	4 . 5 %	1 4 . 6 %	4 . 5 %
平成 14 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日	4 . 1 %	1 4 . 6 %	4 . 1 %
平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日	4 . 4 %	1 4 . 6 %	4 . 4 %
平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日	4 . 7 %	1 4 . 6 %	4 . 7 %
平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日	4 . 5 %	1 4 . 6 %	4 . 5 %
平成 22 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	4 . 3 %	1 4 . 6 %	4 . 3 %
平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	2 . 9 %	9 . 2 %	1 . 9 %
平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日	2 . 8 %	9 . 1 %	1 . 8 %
平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	2 . 7 %	9 . 0 %	1 . 7 %
平成 30 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日	2 . 6 %	8 . 9 %	1 . 6 %
令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	2 . 6 %	8 . 9 %	1 . 6 %
令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	2 . 5 %	8 . 8 %	1 . 0 %
令和 4 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日	2 . 4 %	8 . 7 %	0 . 9 %



©下関市

市 税 概 要

令和6年10月発行

編 集 者 下 関 市 財 政 部 納 税 課